

地方公共団体金融機構

第82回 代表者会議

令和7年6月23日(月)14時00分
地方公共団体金融機構 第一特別会議室

次 第

- 1 開会

- 2 議事
 - (1) 令和6年度決算
 - (2) 令和7年度予算の変更について
 - (3) 会計監査人の選任
 - (4) その他報告事項

- 3 閉会

地方公共団体金融機構 第82回代表者会議 配付資料

議案1 令和6年度決算

- ・事業報告書
- ・財務諸表
- ・決算報告書

説明資料1 令和6年度地方公共団体金融機構事業の概況

説明資料2 令和6年度地方公共団体金融機構決算の概要

説明資料3 令和6年度予定貸借対照表の書類上の訂正について

- ・独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書
- ・令和6年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書
資料 令和6年度内部統制報告書

報告 第46回経営審議委員会意見書

議案2 令和7年度予算の変更

議案3 会計監査人の選任について

その他報告事項

報告1 第45回経営審議委員会意見書（R7.3）に係る対応

報告2 令和6年度末貸付債権残高の状況及び健全化指標による分類

報告3 地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項の変更について

報告4 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業（令和7年度）

報告5 地方支援パンフレットのリニューアルについて

報告6 サステナビリティに関する考え方及び取組の開示について

令和 6 年 度 決 算

事 業 報 告 書

財 務 諸 表

決 算 報 告 書

地方公共団体金融機構

令和6年度

地方公共団体金融機構
事業報告書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

地方公共団体金融機構

目 次

I 地方公共団体金融機構の概要

1. 設立年月日	1
2. 根拠法	1
3. 目的	1
4. 所在地	1
5. 役員	1
6. 職員数	1
7. 資本金	1

II 代表者会議・経営審議委員会の開催状況

1. 代表者会議	2
2. 経営審議委員会	2

III 令和6年度の業務の概要

1. 貸付業務	5
2. 地方支援業務	10
3. 資金調達業務	11
4. サステナビリティに関する取組	17
5. 公営競技納付金の概況	17

(参考) 組織図及び事務分掌	18
----------------	----

I 地方公共団体金融機構の概要（令和7年3月現在）

1. 設立年月日

平成20年8月1日（平成21年6月1日改組）

2. 根拠法

地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）

3. 目的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

4. 所在地

東京都千代田区日比谷公園1番3号

5. 役員

理事長1名、副理事長1名、理事3名、監事2名
（うち監事1名は非常勤）

6. 職員数

95人

7. 資本金

166億210万円（全都道府県、市区町村等による出資）

Ⅱ 代表者会議・経営審議委員会の開催状況

1. 代表者会議

代表者会議は、機構の最高意思決定機関として設けられており、次に掲げる事項を議決する。

- ①定款の変更
- ②業務方法書の作成又は変更
- ③予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画の作成又は変更
- ④決算
- ⑤役員報酬及び退職金
- ⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、代表者会議は、理事長及び監事の任命、理事長が副理事長及び理事を任命する際の同意、会計監査人の選任も行うこととされている。

代表者会議の委員は下記のとおりであり、令和6年度においては、合計6回の代表者会議が開催されている。(第1表参照)

区分	氏名	役職	備考
地方公共団体の代表者	河野 俊嗣	宮崎県知事	議長
	牛越 徹	長野県大町市長	
	吉田 隆行	広島県坂町長	
外部の学識経験者	小幡 純子	日本大学大学院法務研究科 (法科大学院) 教授	
	神野 直彦	東京大学名誉教授	
	池田 晃治	株式会社ひろぎんホールディングス 代表取締役会長	

(令和7年3月31日現在)

2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、外部有識者による審議機関、機構の業務に関するチェック機関として設けられており、理事長は次に掲げる事項について経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

- ①業務方法書の作成又は変更
- ②予算及び事業計画の作成又は変更
- ③決算
- ④地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募の条件その他当該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項
- ⑤一時借入金の資金の貸付けの条件その他当該貸付けの実施に係る基本的な事項

⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、経営審議委員会は、機構の業務について理事長の諮問に応じ又は自ら必要と認める事項について、理事長に建議を行うことができる。

経営審議委員会の委員は下記のとおりであり、令和6年度においては、合計3回の経営審議委員会が開催されている。(第2表参照)

氏名	役職	備考
前田 栄治	㈱ちばぎん総合研究所取締役社長	委員長
林 宏昭	関西大学教授	
勢一 智子	西南学院大学教授	
玉沖 仁美	㈱紡代表取締役	
上崎 正則	元㈱時事通信社取締役	
遠藤 尚秀	大阪公立大学大学院教授	

(令和7年3月31日現在)

第1表 代表者会議の開催状況

回数	年月日	概要
第76回	令和6年 6月20日	・令和5年度決算 ・会計監査人の選任 ・その他報告事項
第77回	令和6年 6月28日	・役員任命及び任命の同意
第78回	令和6年 7月26日	・役員任命、任命の同意及び兼職承認 ・経営審議委員会委員任命
第79回	令和6年 9月25日	・役員任命及び任命の同意
第80回	令和6年 9月30日	・役員任命
第81回	令和7年 3月18日	・令和7年度事業計画 ・令和7年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画 ・その他報告事項

第2表 経営審議委員会の開催状況

回数	年月日	概要
第43回	令和6年 6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度決算 ・その他報告事項
第44回	令和6年 8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・経営審議委員会委員長の互選
第45回	令和7年 3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度事業計画 ・令和7年度予算 ・その他報告事項

Ⅲ 令和6年度の業務の概要

1. 貸付業務

[地方債計画の概要]

令和6年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定された。

また、令和6年度国の補正予算（第1号）に伴う補正予算債等の追加に対応するため、令和7年1月15日及び令和7年3月26日に改正された。

その結果、令和6年度の地方債計画（第2次改正後）は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額11兆4,222億円とされ、そのうち一般会計債は5兆9,994億円、公営企業債は3兆1,498億円、臨時財政対策債は4,544億円、補正予算債は1兆7,386億円が計上された。

地方債計画（第2次改正後）における機構資金は、一般会計債、公営企業債、臨時財政対策債及び補正予算債について、1兆7,744億円が計上された。（第3表参照）

[貸付けの状況]

(1) 長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、13,314件、1兆4,368億28百万円の貸付けを行った。（第4表参照）

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、69.3%を占めている。（第5表参照）

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかった。

(2) 短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかった。

(3) 受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

（株）日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、31億84百万円の貸付けを行った。

第3表 令和6年度地方債計画資金区分（第2次改正後）

（単位：億円）

項 目	令和6年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,794	4,398	306	11,090
2 公営住宅建設事業	1,083	361	121	601
3 災害復旧事業	4,009	4,009	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	4,813	2,367	393	2,053
(1) 学校教育施設等	2,119	1,165	166	788
(2) 社会福祉施設	365	72	89	204
(3) 一般廃棄物処理	1,254	869	138	247
(4) 一般補助施設等	538	261	0	277
(5) 施設（一般財源化分）	537	0	0	537
5 一般単独事業	26,846	926	6,010	19,910
(1) 一般	2,494	0	84	2,410
(2) 地域活性化	690	0	85	605
(3) 防災対策	871	126	136	609
(4) 地方道路等	3,221	0	248	2,973
(5) 旧合併特例	3,800	0	504	3,296
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	100	1,728	2,492
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
(10) 脱炭素化推進	900	0	360	540
(11) こども・子育て支援	450	0	180	270
6 辺地及び過疎対策事業	6,304	4,795	1,504	5
(1) 辺地対策	574	508	66	0
(2) 過疎対策	5,730	4,287	1,438	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調	100	0	0	100
計	59,994	16,856	8,334	34,804
二 公営企業債				
1 水道事業	7,259	3,307	2,417	1,535
2 工業用水道事業	465	0	151	314
3 交通事業	1,767	118	268	1,381
4 電気事業・ガス事業	241	0	49	192
5 港湾整備事業	577	176	20	381
6 病院事業・介護サービス事業	4,981	832	1,313	2,836
7 市場事業・と畜場事業	514	0	148	366
8 地域開発事業	1,290	0	0	1,290
9 下水道事業	14,304	4,440	3,919	5,945
10 観光その他事業	100	0	4	96
計	31,498	8,873	8,289	14,336
合計	91,492	25,729	16,623	49,140
三 臨時財政対策債	4,544	1,045	600	2,899
四 退職手当債	800	0	0	800
五 補正予算債	17,386	8,113	521	8,752
総計	114,222	34,887	17,744	61,591

第4表 令和6年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額 (A)	前事業年度 (B)		当事業年度 (C)		差引	差引
		金 額	構成比	金 額	構成比	(C-B)	(C-A)
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	金 額
一般会計債							
公共事業等	36,321	40,167	2.5	38,861	2.7	△1,306	2,540
公営住宅事業	10,096	10,173	0.6	11,424	0.8	1,252	1,328
学校教育施設等整備事業	27,249	17,523	1.1	24,653	1.7	7,130	△2,596
社会福祉施設整備事業	7,810	9,824	0.6	7,445	0.5	△2,380	△365
一般廃棄物処理事業	18,660	6,431	0.4	15,225	1.1	8,794	△3,436
一般補助施設整備等事業	-	202	0.0	156	0.0	△46	156
一般事業	7,194	8,334	0.5	6,511	0.5	△1,823	△683
地域活性化事業	8,909	12,259	0.8	10,733	0.7	△1,527	1,824
防災対策事業	10,065	9,555	0.6	9,707	0.7	152	△359
地方道路等整備事業	23,403	27,261	1.7	28,581	2.0	1,320	5,178
合併特例事業	66,342	86,466	5.5	81,083	5.6	△5,383	14,740
緊急防災・減災事業	135,396	132,076	8.4	137,091	9.5	5,015	1,695
公共施設等適正管理推進事業	139,549	205,309	13.0	140,632	9.8	△64,676	1,084
緊急自然災害防止対策事業	105,276	110,163	7.0	108,524	7.6	△1,639	3,248
脱炭素化推進事業	18,274	1,066	0.1	17,012	1.2	15,946	△1,262
こども・子育て支援事業	979	-	0.0	4	0.0	4	△975
辺地対策事業	2,997	2,053	0.1	3,756	0.3	1,703	759
過疎対策事業	105,659	77,638	4.9	108,227	7.5	30,589	2,568
計	724,180	756,499	47.9	749,623	52.2	△6,876	25,442
臨時財政対策債	76,315	173,222	11.0	68,344	4.8	△104,878	△7,971
(一般会計債等分計)	800,495	929,720	58.9	817,966	56.9	△111,754	17,471
公営企業債							
水道事業 (上水道)	176,979	169,020	10.7	176,853	12.3	7,833	△126
(簡易水道)	6,579	9,702	0.6	6,856	0.5	△2,846	277
交通事業 (一般交通)	1,683	2,688	0.2	2,283	0.2	△405	599
(都市高速鉄道)	25,450	20,551	1.3	20,962	1.5	411	△4,488
病院事業	105,061	104,489	6.6	82,441	5.7	△22,048	△22,620
下水道事業	329,890	311,130	19.7	301,870	21.0	△9,260	△28,019
工業用水道事業	8,433	5,797	0.4	5,215	0.4	△582	△3,218
電気事業	4,452	7,262	0.5	3,670	0.3	△3,592	△783
ガス事業	555	463	0.0	541	0.0	78	△14
介護サービス事業	2,679	5,235	0.3	4,383	0.3	△851	1,704
市場事業	4,856	7,670	0.5	10,698	0.7	3,028	5,842
と畜場事業	80	182	0.0	280	0.0	98	200
駐車場事業	234	179	0.0	172	0.0	△7	△62
小 計	666,932	644,366	40.8	616,223	42.9	△28,143	△50,708
港湾整備事業	2,079	2,699	0.2	2,115	0.1	△585	36
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	495	1,024	0.1	524	0.0	△500	29
小 計	2,574	3,723	0.2	2,639	0.2	△1,084	65
計	669,505	648,089	41.1	618,862	43.1	△29,227	△50,643
合 計	1,470,000	1,577,810	100.0	1,436,828	100.0	△140,981	△33,172

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

第5表 令和6年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	令和6年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	131,198	9.1
政令指定都市	53,773	3.7
市（政令指定都市を除く）及び特別区	996,149	69.3
町村	195,265	13.6
企業団・組合等	60,443	4.2
計	1,436,828	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

〔元利金回収及び貸付残高の状況〕

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っている。

令和6年度の回収状況は、第6表のとおりである。長期貸付については、定期償還として元金447,583件、1兆7,675億29百万円、利息514,767件、1,855億94百万円を収納した。

また、繰上償還として元金319件、431億24百万円及びこれに伴う経過利息239件、4百万円を収納した。繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等である。

令和7年3月末における公社貸付を含む長期貸付残高は248,586件、22兆7,001億80百万円で、その事業別残高は第7表のとおりである。

また、令和7年3月末における受託貸付残高は14,836件、2,105億34百万円である。

第6表 令和6年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	447,530	1,765,747	514,714	185,524
公社貸付	53	1,782	53	70
計	447,583	1,767,529	514,767	185,594
長期貸付繰上償還				
一般貸付	319	43,124	239	4
公社貸付	-	-	-	-
計	319	43,124	239	4
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	447,902	1,810,653	515,006	185,598

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがある。

第7表 令和6年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	前事業年度末(A)		当事業年度末(B)		比較(B-A)
	金額	構成比	金額	構成比	金額
公共事業等	518,159	2.2	516,913	2.3	△1,245
公営住宅事業	184,248	0.8	177,637	0.8	△6,611
全国防災事業	90,526	0.4	79,968	0.4	△10,557
学校教育施設等整備事業	107,064	0.5	123,561	0.5	16,497
社会福祉施設整備事業	111,380	0.5	109,198	0.5	△2,182
一般廃棄物処理事業	57,581	0.2	67,408	0.3	9,827
一般事業	82,687	0.4	82,521	0.4	△167
地域活性化事業	95,293	0.4	98,209	0.4	2,916
防災対策事業	166,240	0.7	163,037	0.7	△3,203
地方道路等整備事業	444,502	1.9	427,580	1.9	△16,922
合併特例事業	1,080,914	4.7	1,066,576	4.7	△14,338
緊急防災・減災事業	864,707	3.7	909,776	4.0	45,069
公共施設最適化事業	16,885	0.1	15,566	0.1	△1,319
公共施設等適正管理推進事業	583,341	2.5	702,062	3.1	118,720
緊急自然災害防止対策事業	381,637	1.7	478,296	2.1	96,658
脱炭素化推進事業	1,066	0.0	17,786	0.1	16,720
こども・子育て支援事業	-	-	4	0.0	皆増
辺地対策事業	2,118	0.0	5,761	0.0	3,643
過疎対策事業	233,978	1.0	331,372	1.5	97,395
臨時地方道整備事業	170,250	0.7	104,434	0.5	△65,816
臨時河川等整備事業	6,137	0.0	4,129	0.0	△2,009
臨時高等学校整備事業	3,270	0.0	2,044	0.0	△1,225
一般補助施設整備等事業	5,744	0.0	5,589	0.0	△155
臨時財政対策債	5,770,461	25.0	5,459,762	24.1	△310,700
減収補填債	519,333	2.3	494,818	2.2	△24,515
上水道事業	2,681,689	11.6	2,636,797	11.6	△44,892
簡易水道事業	219,371	1.0	211,965	0.9	△7,405
一般交通事業	16,455	0.1	17,541	0.1	1,086
都市高速鉄道事業	659,372	2.9	623,002	2.7	△36,370
病院事業	1,168,179	5.1	1,165,994	5.1	△2,185
下水道事業	6,436,491	27.9	6,211,466	27.4	△225,025
工業用水道事業	140,738	0.6	134,312	0.6	△6,426
電気事業	50,203	0.2	48,932	0.2	△1,271
ガス事業	17,164	0.1	16,253	0.1	△910
介護サービス事業	21,025	0.1	23,652	0.1	2,627
市場事業	108,687	0.5	113,426	0.5	4,739
と畜場事業	5,808	0.0	5,350	0.0	△458
駐車場事業	7,705	0.0	6,655	0.0	△1,050
港湾整備事業	34,626	0.2	33,757	0.1	△869
観光施設事業	4,748	0.0	4,637	0.0	△112
産業廃棄物処理事業	13	0.0	8	0.0	△5
一般貸付計	23,069,793	100.0	22,697,751	100.0	△372,042
道路公社	4,212	0.0	2,429	0.0	△1,782
公社貸付計	4,212	0.0	2,429	0.0	△1,782
合計	23,074,004	100.0	22,700,180	100.0	△373,824

(注) 単位未満四捨五入のため、計及び比較が一致しないことがある。

2. 地方支援業務

地方公共団体の財政の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野において地方支援業務を実施した。

① 調査研究

国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマに教育及び調査研究に関するプロジェクトを実施した。調査研究事業については、調査研究会を6回、海外調査を3カ国実施し、また令和7年3月にフォーラムを実施し、その成果を広く地方公共団体等に還元した。加えて、令和6年8月にシンポジウムを実施し、令和3年度から5年度までに実施した5カ国の海外調査と国内調査の研究成果について、広く地方公共団体等に還元した。

また、国を含む専門機関等と連携して、地域金融、地方財政等、諸外国の地方行財政制度等に関する調査研究を実施した。

② 人材育成・実務支援

総務省との共同事業として個別市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業については、令和6年度は従前からの公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用、公共施設等総合管理計画の見直し・実行、地方公共団体のDX及び首長・管理者向けトップセミナーの6つの支援分野に加え、新たに地方公共団体のGXを追加し、1,131件の申請を受け、3,546回の派遣を実施した。

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーや、資金調達・資金運用に携わる地方公共団体の職員を対象に、それぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的とした研修について、集合研修を実施した。また、多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の地方公共団体も含め広く研修効果が及ぶよう、eラーニングによる研修も実施し、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供した。さらに、eラーニングで提供をした講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにした。eラーニングについては、全講義の合計でのべ16,561人の受講申込みを受けた。

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講義を実施する出前講座については、講師派遣及びWeb会議システムの方法により62件実施した。また、自治体ファイナン

ス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、専門的なアドバイスを実施する実務支援（個別相談）は、電話、メール、講師派遣及び Web 会議システム等の方法により 105 件実施した。

③ 情報発信

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できる財政分析チャート「New Octagon」について、主要財政指標（財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率）を経年グラフで表示する機能を開発した。また、先進事例検索システムについては、専門機関と連携を図りながら先進事例を 682 件追加するなど充実を図った。

さらに、「情報プラットフォーム」のページにおいて、地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約し、発信するとともに、地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、取組事例をホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め提供した。

3. 資金調達業務

令和 6 年度の資金調達総額は政府保証債の発行等により前事業年度末比 752 億円増加し、1 兆 8,230 億円（発行価額ベース。以下同じ。）となった。その内訳は第 8 表のとおりである。

第 8 表 令和 6 年度の資金調達の状況

（単位：億円）

区分	令和 5 年度 (A)	令和 6 年度 (B)	比較(B-A)
	金額	金額	金額
市場公募による非政府保証債	11,243	10,609	▲633
地方公共団体金融機構 10年債	3,430	3,250	▲180
同 20年債	1,400	1,080	▲320
同 5年債(グリーンボンド)	320	410	90
同 30年債	330	330	-
FLIP債	2,490	2,415	▲75
MTNプログラム	3,273	3,124	▲148
(())内は額面ベース、ともに円換算後)	(3,280)	(3,133)	(▲146)

区分	令和5年度 (A)	令和6年度 (B)	比較(B-A)
	金額	金額	金額
地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券	5,335	5,395	60
10年債	2,540	2,575	35
20年債	2,795	2,820	25
長期借入による調達	900	826	▲74
政府保証債	-	1,400	1,400
資金調達総額	17,478	18,230	752

(注) 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがある。

この結果、令和6年度末において機構債券の発行残高は、18兆6,812億円(額面金額ベース※)、借入金の借入残高は長期借入金5,295億円となっている。

なお、令和6年度の機構債券の発行状況等は、第9表及び第10表のとおりである。

(※) 決算における償却原価法による調整を行う前の金額。

第9表 令和6年度債券発行状況

(地方金融機構債(公募国内債))

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第179回	10年	350	0.870	100	R6.4.18	R16.4.28
第180回	10年	300	1.033	100	R6.5.23	R16.5.26
第181回	10年	350	1.114	100	R6.6.19	R16.6.28
第182回	10年	290	1.160	100	R6.7.19	R16.7.28
第183回	10年	340	0.914	100	R6.8.23	R16.8.28
第184回	10年	270	1.032	100	R6.9.20	R16.9.28
第185回	10年	250	1.058	100	R6.10.22	R16.10.27
第186回	10年	250	1.172	100	R6.11.25	R16.11.28
第187回	10年	250	1.187	100	R6.12.20	R16.12.28
第188回	10年	200	1.343	100	R7.1.24	R17.1.26
第189回	10年	200	1.460	100	R7.2.25	R17.2.28
第190回	10年	200	1.643	100	R7.3.21	R17.3.28
第111回	20年	150	1.577	100	R6.4.18	R26.4.28
第112回	20年	200	1.859	100	R6.6.19	R26.6.28
第113回	20年	180	1.950	100	R6.7.19	R26.7.28

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第114回	20年	150	1.758	100	R6.9.20	R26.9.28
第115回	20年	150	1.804	100	R6.10.22	R26.10.28
第116回	20年	150	1.906	100	R6.12.20	R26.12.28
第117回	20年	100	2.028	100	R7.1.24	R27.1.27
第35回	5年	210	0.638	100	R6.6.19	R11.6.28
第36回	5年	200	0.809	100	R6.12.20	R11.12.28
第19回	30年	200	1.930	100	R6.4.18	R36.4.28
第20回	30年	130	2.253	100	R6.10.22	R36.10.28
F785回	8年	30	0.803	100	R6.4.25	R14.4.23
F786回	8年	30	0.817	100	R6.4.25	R14.6.25
F787回	9年	200	0.892	100	R6.4.25	R15.3.22
F788回	5年	40	0.555	100	R6.4.26	R11.6.26
F789回	8年	30	0.766	100	R6.4.26	R14.3.26
F790回	8年	30	0.808	100	R6.4.26	R14.9.24
F791回	17年	30	1.486	100	R6.4.26	R23.4.26
F792回	8年	30	0.821	100	R6.5.29	R13.12.25
F793回	21年	30	1.831	100	R6.5.29	R27.2.28
F794回	21年	30	1.839	100	R6.5.29	R27.3.29
F795回	5年	40	0.573	100	R6.6.26	R11.8.24
F796回	9年	30	0.961	100	R6.6.26	R15.12.20
F797回	27年	50	2.103	100	R6.6.26	R33.6.26
F798回	7年	60	0.780	100	R6.7.25	R13.7.25
F799回	11年	40	1.156	100	R6.7.25	R17.2.22
F800回	13年	30	1.389	100	R6.7.25	R19.7.24
F801回	15年	30	1.564	100	R6.7.25	R21.7.25
F802回	17年	30	1.706	100	R6.7.25	R23.7.25
F803回	6年	30	0.684	100	R6.7.26	R12.7.26
F804回	7年	200	0.800	100	R6.7.26	R13.6.26
F805回	15年	45	1.567	100	R6.7.26	R21.7.26
F806回	15年	30	1.567	100	R6.7.26	R21.7.26
F807回	15年	30	1.567	100	R6.7.26	R21.7.26
F808回	5年	40	0.574	100	R6.9.27	R11.11.27
F809回	7年	60	0.658	100	R6.9.27	R13.10.27
F810回	8年	30	0.724	100	R6.9.27	R14.9.27
F811回	8年	30	0.724	100	R6.9.27	R14.9.27
F812回	7年	200	0.773	100	R6.10.29	R13.9.26
F813回	11年	30	1.110	100	R6.10.29	R17.5.29
F814回	16年	30	1.609	100	R6.10.29	R23.3.28
F815回	7年	30	0.914	100	R6.11.29	R13.11.28

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F816回	8年	30	0.992	100	R6.11.29	R14.11.29
F817回	28年	50	2.284	100	R6.11.29	R34.11.29
F818回	5年	40	0.827	100	R6.12.25	R12.2.25
F819回	7年	30	0.925	100	R6.12.25	R14.4.23
F820回	8年	30	0.974	100	R6.12.25	R14.12.24
F821回	11年	30	1.231	100	R6.12.25	R17.7.25
F822回	12年	30	1.343	100	R6.12.25	R18.12.25
F823回	4年	30	0.928	100	R7.1.30	R11.6.29
F824回	4年	60	0.928	100	R7.1.30	R11.6.29
F825回	4年	30	0.928	100	R7.1.30	R11.6.29
F826回	4年	30	0.928	100	R7.1.30	R11.6.29
F827回	4年	30	0.928	100	R7.1.30	R11.6.29
F828回	7年	200	1.054	100	R7.1.30	R13.12.19
F829回	7年	30	1.075	100	R7.1.31	R14.5.31
F830回	8年	30	1.118	100	R7.1.31	R15.1.31
F831回	8年	30	1.118	100	R7.1.31	R15.1.31
F832回	5年	40	1.200	100	R7.3.27	R12.5.27
F833回	7年	45	1.263	100	R7.3.27	R14.1.27
F834回	7年	45	1.263	100	R7.3.27	R14.1.27

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTNプログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第106回	5年	米ドル	2,310	5.000	99.716	R6.4.23	R11.4.23
第107回	5年	ユーロ	814	2.750	99.636	R7.1.16	R12.1.16

償還方法：満期一括償還

(注) 円換算後の発行額 (発行価額ベース) は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。

(地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第171回	10年	125	0.900	100	R6.4.18	R16.4.18
A号第172回	10年	125	1.063	100	R6.5.24	R16.5.24
A号第173回	10年	125	1.144	100	R6.6.21	R16.6.21
A号第174回	10年	125	1.190	100	R6.7.18	R16.7.18
A号第175回	10年	125	0.944	100	R6.8.23	R16.8.23

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第176回	10年	125	1.062	100	R6.9.20	R16.9.20
A号第177回	10年	125	1.088	100	R6.10.22	R16.10.20
A号第178回	10年	125	1.202	100	R6.11.25	R16.11.24
A号第179回	10年	125	1.217	100	R6.12.19	R16.12.19
A号第180回	10年	125	1.373	100	R7.1.24	R17.1.24
A号第181回	10年	125	1.490	100	R7.2.25	R17.2.22
A号第182回	10年	125	1.673	100	R7.3.21	R17.3.20
D号第97回	20年	125	1.597	100	R6.4.18	R26.4.18
D号第98回	20年	125	1.788	100	R6.5.24	R26.5.24
D号第99回	20年	125	1.879	100	R6.6.21	R26.6.21
D号第100回	20年	125	1.970	100	R6.7.18	R26.7.15
D号第101回	20年	125	1.754	100	R6.8.23	R26.8.23
D号第102回	20年	125	1.778	100	R6.9.20	R26.9.20
D号第103回	20年	125	1.824	100	R6.10.22	R26.10.21
D号第104回	20年	125	1.921	100	R6.11.25	R26.11.25
D号第105回	20年	125	1.926	100	R6.12.19	R26.12.19
D号第106回	20年	125	2.048	100	R7.1.24	R27.1.24
D号第107回	20年	125	2.055	100	R7.2.25	R27.2.24
D号第108回	20年	125	2.329	100	R7.3.21	R27.3.21

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
B号第102回	10年	70	0.900	100	R6.4.18	R16.4.18
B号第103回	10年	50	1.063	100	R6.5.24	R16.5.24
B号第104回	10年	70	1.144	100	R6.6.21	R16.6.21
B号第105回	10年	165	1.190	100	R6.7.18	R16.7.18
B号第106回	10年	105	0.944	100	R6.8.23	R16.8.23
B号第107回	10年	65	1.062	100	R6.9.20	R16.9.20
B号第108回	10年	70	1.088	100	R6.10.22	R16.10.20
B号第109回	10年	80	1.202	100	R6.11.25	R16.11.24
B号第110回	10年	65	1.217	100	R6.12.19	R16.12.19
B号第111回	10年	155	1.373	100	R7.1.24	R17.1.24
B号第112回	10年	110	1.490	100	R7.2.25	R17.2.22
B号第113回	10年	70	1.673	100	R7.3.21	R17.3.20

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
C号第102回	20年	85	1.597	100	R6.4.18	R26.4.18
C号第103回	20年	65	1.788	100	R6.5.24	R26.5.24
C号第104回	20年	85	1.879	100	R6.6.21	R26.6.21
C号第105回	20年	180	1.970	100	R6.7.18	R26.7.15
C号第106回	20年	120	1.754	100	R6.8.23	R26.8.23
C号第107回	20年	85	1.778	100	R6.9.20	R26.9.20
C号第108回	20年	85	1.824	100	R6.10.22	R26.10.21
C号第109回	20年	90	1.921	100	R6.11.25	R26.11.25
C号第110回	20年	80	1.926	100	R6.12.19	R26.12.19
C号第111回	20年	195	2.048	100	R7.1.24	R27.1.24
C号第112回	20年	140	2.055	100	R7.2.25	R27.2.24
C号第113回	20年	110	2.329	100	R7.3.21	R27.3.21

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第14回	4年	700	0.494	100	R6.7.30	R10.7.28
第15回	4年	700	0.450	100	R6.9.27	R10.9.27

償還方法：満期一括償還

第10表 令和6年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限 (年月日)
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	834	880	0.107	R7.9.3～ R8.3.19
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	4,469	4,415	0.339	R8.9.16～ R22.3.16

返済方法：満期一括返済

4. サステナビリティに関する取組

令和6年度は、サステナビリティ委員会を2回開催し、サステナビリティに関する取組や開示情報の充実について審議を行ったほか、地方公共団体金融機構法第36条第3項に基づく説明書類や、ディスクロージャー誌等において、機構のサステナビリティに関する考え方や取組を開示し、積極的な情報発信・開示に取り組んだ。特に、温室効果ガス(GHG)排出量や男性の育児休業取得率などの目標を追加した。

また、国内においてサステナビリティ情報の開示が法定開示に取り込まれることが検討されていることに鑑み、金融庁等の検討状況について情報収集を行った。

さらに、下水道事業に対する貸付けを資金用途とする国外グリーンボンドに加え、令和6年度から新たに水道事業に対する貸付けを資金用途とする国内グリーンボンドを6月及び12月に5年債で計410億円発行した。

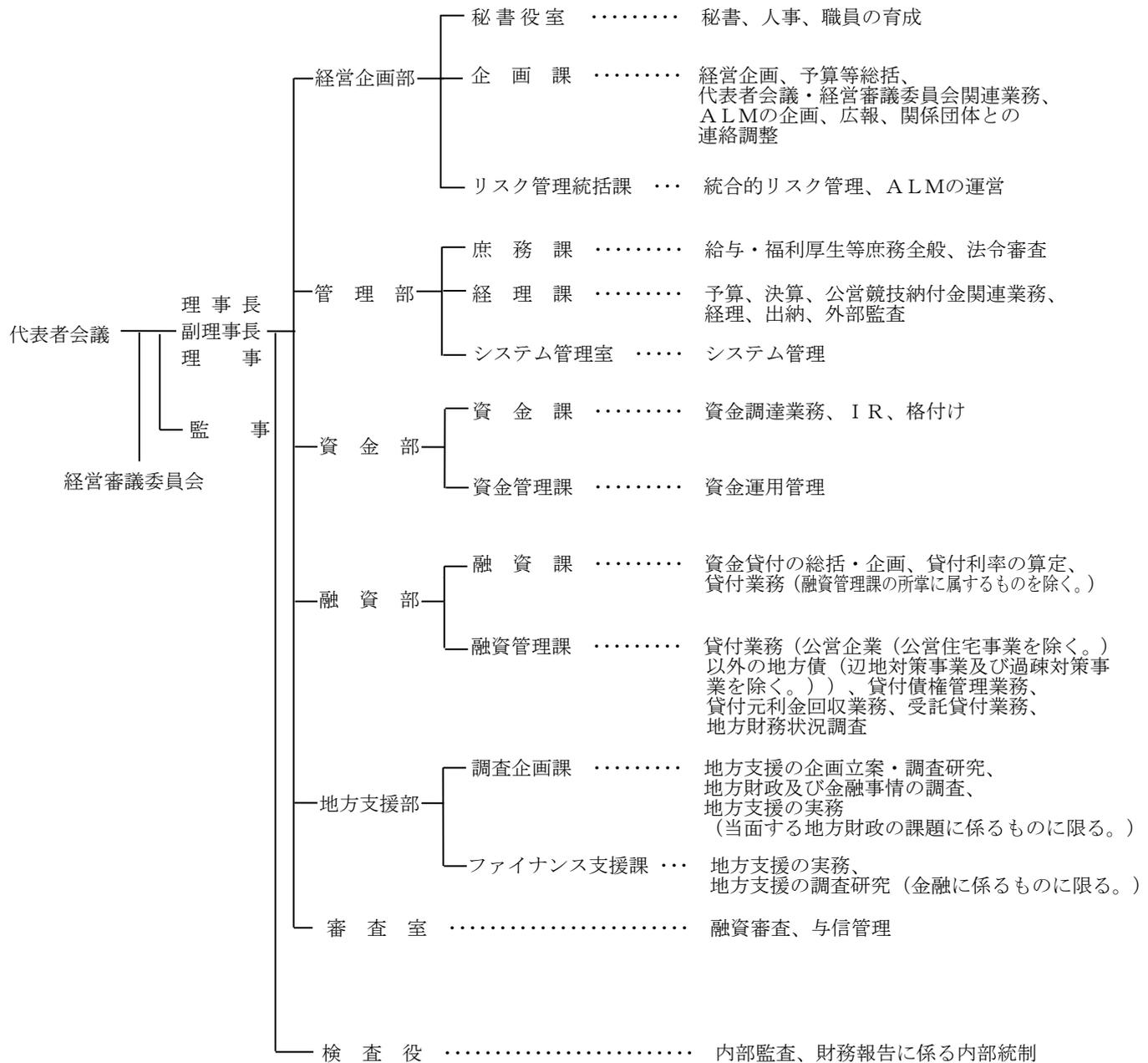
5. 公営競技納付金の概況

機構は、公営競技納付金を地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を財源として低利な貸付けを実施している。

令和6年度における公営競技納付金(令和5年度開催分に基づく納付金)は、226億76百万円であった。

なお、納付団体数は91団体で、公営競技の開催権を有する団体(令和5年度:190団体)の47.9%であった。

(参考) 組織図及び事務分掌 (令和7年3月31日現在)



令和6年度

地方公共団体金融機構
財 務 諸 表

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

地方公共団体金融機構

目 次

貸借対照表	・ ・ ・ ・ 1
損益計算書	・ ・ ・ ・ 2
利益の処分に関する書類	・ ・ ・ ・ 3
純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ 4
キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ 5
重要な会計方針	・ ・ ・ ・ 6
追加情報	・ ・ ・ ・ 8
注記事項等	・ ・ ・ ・ 9
勘定別情報（貸借対照表関係）	・ ・ ・ 2 1
勘定別情報（損益計算書関係）	・ ・ ・ 2 2
附属明細書	・ ・ ・ 2 3

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,700,180	債券	18,677,661
有価証券	272,000	借入金	529,500
現金預け金	908,700	金融商品等受入担保金	370,616
その他資産	6,527	その他負債	6,341
有形固定資産	2,807	賞与引当金	63
無形固定資産	3,583	役員賞与引当金	10
前払年金費用	25	退職給付引当金	78
		役員退職慰労引当金	11
		地方公共団体健全化基金	931,870
		基本地方公共団体健全化基金	931,870
		特別法上の準備金等	2,928,649
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	727,327
		利差補てん積立金	1,321
		負債の部合計	23,444,803
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	406,639
		一般勘定積立金	406,639
		評価・換算差額等	△ 32,029
		管理勘定利益積立金	57,808
		純資産の部合計	449,020
資産の部合計	23,893,823	負債及び純資産の部合計	23,893,823

損 益 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	208,625
資金運用収益	191,146
役務取引等収益	62
その他業務収益	3
その他経常収益	17,413
地方公共団体健全化基金受入額	17,304
その他の経常収益	108
経常費用	125,816
資金調達費用	116,879
役務取引等費用	264
その他業務費用	3,744
営業経費	4,928
経常利益	82,808
特別利益	32,097
公庫債権金利変動準備金取崩額	30,000
利差補てん積立金取崩額	2,097
特別損失	78,673
公庫債権金利変動準備金繰入額	48,673
国庫納付金	30,000
当期純利益	36,232

利益の処分に関する書類【一般勘定】

(令和7年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		36,232
当期純利益	36,232	
前期繰越欠損金	-	
II 利益処分量		
積立金	36,232	36,232

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2. 利益処分量の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分に関する書類【管理勘定】

(令和7年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		-
当期純利益	-	
前期繰越欠損金	-	
II 利益処分量		
積立金	-	-

純 資 産 変 動 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	370,406	370,406	387,008	△18,926	57,808	425,891
当期変動額							
当期純利益	-	36,232	36,232	36,232	-	-	36,232
出資者資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	△13,103	-	△13,103
当期変動額合計	-	36,232	36,232	36,232	△13,103	-	23,129
当期末残高	16,602	406,639	406,639	423,241	△32,029	57,808	449,020

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	36,232
減価償却費	927
資金運用収益	△ 191,146
資金調達費用	116,879
賞与引当金の増加額	3
役員賞与引当金の増加額	0
退職給付引当金の増加額	32
役員退職慰労引当金の減少額	△ 4
前払年金費用の増加額	△ 25
地方公共団体健全化基金の減少額	△ 17,304
公庫債権金利変動準備金の増加額	48,673
利差補てん積立金の減少額	△ 2,097
貸付金の純増(△)減	373,824
債券の純増減(△)	△ 272,557
借入金の純増減(△)	△ 800
資金運用による収入	190,265
資金調達による支出	△ 114,893
その他	△ 55,891
営業活動によるキャッシュ・フロー	112,118
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	1,982,900
有価証券の取得による支出	△ 2,050,400
有形固定資産の取得による支出	△ 342
無形固定資産の取得による支出	△ 1,945
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 69,787
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
国庫納付による支出	△ 30,000
公営競技納付金による収入	22,676
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,323
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
V 現金及び現金同等物の増加額	35,007
VI 現金及び現金同等物の期首残高	873,692
VII 現金及び現金同等物の期末残高	908,700

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 41年～47年 その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む。）は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金（前払年金費用を含む。）は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 収益の計上基準

当機構は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

なお、将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

10. 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

11. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第 38 条第 1 項、第 3 項、法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号）第 34 条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条及び第 23 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第 9 条第 9 項、第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務省・財務省令第 2 号。以下「管理業務省令」という。）第 1 条から第 3 条まで、同省令附則第 3 条及び第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、管理業務省令第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

追加情報

国庫納付について

法附則第 14 条の規定による公庫債権金利変動準備金等の帰属について、令和 7 年度においては、「令和 7 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和 7 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、2,000 億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

- ・「【貸借対照表に関する注記】2. 貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと
 - ・「【金融商品に関する注記】1. (3) [1] ①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、当機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっていること
- 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

907 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、当機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,677,661百万円の一般担保に供しております。

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

【損益計算書に関する注記】

1. 当期純利益の勘定別内訳

一般勘定	36,232 百万円
管理勘定	- 百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

令和6年度においては「令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和6年総務省・財務省令第6号)による改正後の「令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金300億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

【収益認識に関する注記】

当機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

役務取引等収益

役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付けを実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど当機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、当機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆転となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、当機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画の策定等の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、当機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする令和 5 年度から令和 7 年度までの中期の管理指標を設定しております。
- ・この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 4 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々金利環境や市場ニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定の公庫債権金利変動準備金においては、法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、当機構の業務が円滑に運営されていると認められる場合において、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときに国に帰属させるものです。
- ・令和 6 年度には、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円として定めた額の内、最終年度分として 300 億円を国に帰属させました。
- ・同様に、令和 6 年度に地方交付税の総額確保のために予定していた公庫債権金利変動準備金（2,000 億円）を国に帰属させることについては、国の令和 6 年度補正予算において、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされました。
- ・令和 7 年度には、地方交付税の総額確保のため、2,000 億円を国に帰属させる予定となっております。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

当機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和 7 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 20,738 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 20,992 百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和 7 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 3,837 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 3,864 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,700,180	21,197,673	△1,502,507
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	272,000	272,000	—
(3) 現金預け金	908,700	908,700	—
(4) 金融商品等差入担保金	—	—	—
資産計	23,880,880	22,378,373	△1,502,507
(1) 債券	18,677,661	17,501,886	△1,175,775
(2) 借入金	529,500	518,032	△11,467
(3) 金融商品等受入担保金	370,616	370,616	—
負債計	19,577,777	18,390,534	△1,187,242
デリバティブ取引(*) ヘッジ会計が適用されているもの	102	102	—
デリバティブ取引計	102	102	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2) デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	※1
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,868,110	1,536,900	※3	※3
			150,930	150,930	102	※4
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	—	—	※3	
合計			2,039,040	1,707,830	102	

※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

※4 将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップの時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。当該通貨スワップの時価は、為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,777,570	1,745,215	1,699,225	1,633,913	1,571,802	6,185,416	6,365,063	1,657,683	64,288
有価証券 満期保有目的 のもの	272,000	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	908,700	—	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,069,380	1,476,386	1,782,405	1,595,107	1,601,498	5,188,296	4,508,144	361,000	99,000
借入金	88,000	104,500	140,000	97,800	82,600	13,000	3,600	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	102	—	102
デリバティブ取引計	—	102	—	102

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)貸付金	—	—	21,197,673	21,197,673
(2)有価証券 満期保有目的のもの	—	272,000	—	272,000
(3)現金預け金	—	908,700	—	908,700
(4)金融商品等差入担保金	—	—	—	—
資産計	—	1,180,700	21,197,673	22,378,373
(1)債券	—	17,501,886	—	17,501,886
(2)借入金	—	518,032	—	518,032
(3)金融商品等受入担保金	—	370,616	—	370,616
負債計	—	18,390,534	—	18,390,534

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和7年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2) 有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップ及び評価差額を繰延ヘッジ損益として計上した通貨スワップの時価は、金利及び為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報該当なし

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（令和7年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	譲渡性預金	272,000	272,000	—
	小計	272,000	272,000	—
合計		272,000	272,000	—

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。なお、将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付型の制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	45	百万円
退職給付費用	20	百万円
退職給付の支払額	-	百万円
制度への拠出額	9	百万円
前払年金費用	△21	百万円
期末における退職給付引当金	78	百万円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	212	百万円
年金資産	△233	百万円
	△21	百万円
非積立型制度の退職給付債務	78	百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	56	百万円
退職給付引当金	78	百万円
前払年金費用	△21	百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	56	百万円

(注) 貸借対照表に計上されている前払年金費用には、役員分が含まれております。

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	20	百万円
----------------	----	-----

勘定別情報（貸借対照表関係）

（令和7年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	19,908,218	2,791,962		22,700,180
有価証券	272,000			272,000
現金預け金	908,700			908,700
その他資産	4,940	1,587		6,527
有形固定資産	2,807			2,807
無形固定資産	3,583			3,583
前払年金費用	25			25
一般勘定貸		543,438	△ 543,438	
資産の部合計	21,100,273	3,336,988	△ 543,438	23,893,823
負債の部				
債券	16,129,614	2,548,047		18,677,661
借入金	529,500			529,500
金融商品等受入担保金	370,616			370,616
その他負債	3,858	2,483		6,341
賞与引当金	63			63
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	78			78
役員退職慰労引当金	11			11
地方公共団体健全化基金	931,870			931,870
基本地方公共団体健全化基金	931,870			931,870
管理勘定借	543,438		△ 543,438	
特別法上の準備金等	2,200,000	728,649		2,928,649
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		727,327		727,327
利差補てん積立金		1,321		1,321
負債の部合計	20,709,062	3,279,179	△ 543,438	23,444,803
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	406,639			406,639
一般勘定積立金	406,639			406,639
評価・換算差額等	△ 32,029			△ 32,029
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	391,211	57,808		449,020
負債及び純資産の部合計	21,100,273	3,336,988	△ 543,438	23,893,823

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく当機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（損益計算書関係）

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	146,392	66,139	△ 3,907	208,625
資金運用収益	128,631	62,514		191,146
役務取引等収益	62			62
その他業務収益	3			3
その他経常収益	17,413			17,413
地方公共団体健全化基金受入額	17,304			17,304
その他の経常収益	108			108
管理勘定事務受託費	282		△ 282	
一般勘定貸受取利息		329	△ 329	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		3,295	△ 3,295	
経常費用	110,160	19,564	△ 3,907	125,816
資金調達費用	97,885	18,993		116,879
役務取引等費用	215	49		264
その他業務費用	3,532	212		3,744
営業経費	4,901	26		4,928
管理勘定借支払利息	329		△ 329	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	3,295		△ 3,295	
一般勘定事務委託費		282	△ 282	
経常利益	36,232	46,575	-	82,808
特別利益	-	32,097	-	32,097
公庫債権金利変動準備金取崩額		30,000		30,000
利差補てん積立金取崩額		2,097		2,097
特別損失	-	78,673	-	78,673
公庫債権金利変動準備金繰入額		48,673		48,673
国庫納付金		30,000		30,000
当期純利益	36,232	-	-	36,232

附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,012	2	2	1,012	531	18	480
土地	1,332	-	-	1,332	-	-	1,332
その他の有形固定資産	1,721	1,050	1,400	1,370	376	191	994
有形固定資産計	4,065	1,052	1,402	3,714	907	210	2,807
無形固定資産							
ソフトウェア	1,825	3,536	655	4,706	1,125	716	3,580
その他の無形固定資産	2,686	2	2,686	2	-	-	2
無形固定資産計	4,511	3,538	3,341	4,708	1,125	716	3,583

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第5回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月14日 ～令和2年1月21日	2,135,000	1,705,000 (500,000)	0.001 ～0.669	10年
政府保証債（国内債） 8年第6回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成28年9月27日 ～平成29年2月24日	120,005	-	0.001 ～0.095	8年
政府保証債（国内債） 4年第11回～第15回地方公共団体金融機構債券	令和2年8月28日 ～令和6年9月27日	220,136	300,026 (160,026)	0.001 ～0.494	4年
非政府保証公募債 5年第25回～第36回地方公共団体金融機構債券	平成31年4月18日 ～令和6年12月20日	149,000	170,000 (30,000)	0.001 ～0.809	5年
非政府保証公募債 第5回～第190回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月17日 ～令和7年3月21日	3,128,000	3,098,000 (255,000)	0.049 ～1.643	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第117回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和7年1月24日	2,160,000	2,268,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和6年10月22日	233,000	266,000	0.446 ～2.253	30年
非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	40,000	40,000	0.646 ～0.882	40年

非政府保証公募債 F2～6、8～11、13～14、16、28、37、 43、45～47、49、51～52、55～56、5 9～68、71、73、76～80、82～85、88 ～90、93、95～98、102、104、107～ 109、112、115～125、128～134、1 36～139、142～143、145～152、15 6～164、166～169、172～174、176 ～179、181～185、188～198、200～ 210、213～217、219～222、224～2 28、230～234、236～243、245～25 0、252～256、258～263、265～27 0、273～276、278～288、291～29 8、301～308、310、318～319、332 ～333、339～341、343～345、348～ 354、356～360、368～369、374～3 79、385～389、392～395、398、40 0、404～406、409～411、420～42 4、426～443、445～454、457～53 0、532～559、561～564、566～834 回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和7年3月27日	3,367,804	3,306,933 (357,000)	0.001 ～2.334	3年 ～40年
非政府保証公募債 F211、F244回地方公共団体金融機構債券（変動 利付）	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年
非政府保証債（外債） 第43～44、47～48、58、64、67、69～ 98、100～107回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和7年1月16日	1,891,998	1,861,962 〔8,879百万米ドル〕 〔1,415百万豪ドル〕 〔4,880百万ユーロ〕 (331,132)	0.010 ～5.125	3年 ～15年
非政府保証債（外債） 第99回地方公共団体金融機構債券	令和4年10月26日	3,730	3,730 〔25百万米ドル〕	変動	5年
縁故債 A号第51回～第182回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月17日 ～令和7年3月21日	1,810,000	1,660,000 (300,000)	0.069 ～1.673	10年
縁故債 B号第1回～第113回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和7年3月21日	745,500	853,000 (34,000)	0.069 ～1.673	10年
縁故債 C号第1回～第113回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和7年3月21日	975,000	1,107,000	0.190 ～2.329	20年
縁故債 D号第1回～第108回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和7年3月21日	1,190,000	1,340,000	0.190 ～2.329	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	18,239,175	18,049,652	-	-
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,985	84,988	2.070 ～2.290	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	84,985	84,988	-	-
非政府保証公募債 20年第9回～第25回公営企業債券	平成16年10月21日 ～平成20年6月16日	419,953	339,970 (99,997)	2.030 ～2.580	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,933	189,939	2.390 ～2.950	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	15,280	13,110 (2,170)	1.390 ～2.010	28年
公営企業債券小計	-	625,167	543,020	-	-
合計	-	18,949,328	18,677,661	-	-

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、当機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,677,661百万円の一般担保に供しております。
2. 「非政府保証債（外債）第43～44、47～48、58、64、67、69～98、100～107回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債（外債）第99回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。
3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,069,380	1,476,386	1,782,405	1,595,107	1,601,498

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	83,400	88,000	0.107	令和7年9月3日～ 令和8年3月19日
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	446,900	441,500	0.339	令和8年9月16日～ 令和22年3月16日
合計	530,300	529,500	-	-

- (注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	88,000	104,500	140,000	97,800	82,600

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	60	63	60	-	63
役員賞与引当金	10	10	10	-	10
役員退職慰労引当金	15	9	13	-	11

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-	-	2,200,000
公庫債権金利変動準備金	708,654	48,673	-	30,000	-	727,327
合 計	2,908,654	48,673	-	30,000	-	2,927,327

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	926,499	22,676	-	17,304	-	931,870
合 計	926,499	22,676	-	17,304	-	931,870

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。

2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

令和6年度

地方公共団体金融機構
決算報告書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

地方公共団体金融機構

令和6年度 決算報告書

貸借対照表（令和7年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	22,721,800	22,700,180	△ 21,619	
有 価 証 券 及 び 現 金 預 け 金	1,066,898	1,180,700	113,802	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	1,590	-	△ 1,590	
そ の 他 資 産	5,272	6,527	1,255	
有 形 固 定 資 産 及 び 無 形 固 定 資 産	7,595	6,390	△ 1,204	
前 払 年 金 費 用	-	25	25	
資 産 合 計	23,803,156	23,893,823	90,667	
債 券	18,834,213	18,677,661	△ 156,551	
借 入 金	521,900	529,500	7,600	
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	328,221	370,616	42,395	
そ の 他 負 債	6,436	6,341	△ 94	
賞 与 引 当 金	-	63	63	
役 員 賞 与 引 当 金	-	10	10	
退 職 給 付 引 当 金	-	78	78	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	11	11	
地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	926,505	931,870	5,365	
基 本 地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	926,505	931,870	5,365	
特 別 法 上 の 準 備 金 等	2,727,511	2,928,649	201,138	
金 利 変 動 準 備 金	2,200,000	2,200,000	-	
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	526,192	727,327	201,135	
利 差 補 て ん 積 立 金	1,319	1,321	2	
負 債 合 計	23,344,787	23,444,803	100,016	
地 方 公 共 団 体 出 資 金	16,602	16,602	0	
利 益 剰 余 金	399,006	406,639	7,633	
一 般 勘 定 積 立 金	399,006	406,639	7,633	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 15,048	△ 32,029	△ 16,981	
管 理 勘 定 利 益 積 立 金	57,809	57,808	△ 0	
純 資 産 合 計	458,369	449,020	△ 9,348	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,803,156	23,893,823	90,667	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- (1) 貸付金は、貸付額が予定を下回ったことによる減
- (2) 有価証券及び現金預け金は、公庫債権金利変動準備金及び金融商品等受入担保金が予定を上回ったこと等による増
- (3) 金融商品等差入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の差入額が予定を下回ったことによる減
- (4) その他資産は、未収収益が予定を上回ったことによる増
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産は、新業務システムに係る経費が予定を下回ったこと等による減
- (6) 債券は、債券発行額が予定を下回ったことによる減
- (7) 借入金は、新規借入額が予定を上回ったことによる増
- (8) 金融商品等受入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の受入額が予定を上回ったことによる増
- (9) 基本地方公共団体健全化基金は、公営競技納付金が想定を上回ったこと等による増
- (10) 公庫債権金利変動準備金は、国庫納付時期が一部見直しになったことに伴う国庫納付の減額による増
- (11) 一般勘定積立金は、当期純利益が予定を上回ったことによる増
- (12) 評価・換算差額等は、予算策定時からの金利変動による繰延ヘッジ損益の減

3. その他

「有価証券及び現金預け金」及び「有形固定資産及び無形固定資産」の予算額を訂正している。

令和6年度 決算報告書

損益計算書（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	199,223	208,625	9,402	
資 金 運 用 収 益	185,350	191,146	5,796	
貸 付 金 利 息	185,302	185,718	416	
有価証券利息及び預け金利息	0	2,692	2,692	
金利スワップ受入利息	-	1,657	1,657	
その他の受入利息	47	1,078	1,031	
役 務 取 引 等 収 益	62	62	0	
そ の 他 業 務 収 益	-	3	3	
そ の 他 経 常 収 益	13,811	17,413	3,602	
地方公共団体健全化基金受入額	13,800	17,304	3,504	
そ の 他 の 経 常 収 益	11	108	97	
経 常 費 用	123,894	125,816	1,922	
資 金 調 達 費 用	114,405	116,879	2,474	
債 券 利 息	112,983	115,445	2,462	
借 入 金 利 息	1,422	1,323	△ 98	
金利スワップ支払利息	-	109	109	
役 務 取 引 等 費 用	251	264	13	
そ の 他 業 務 費 用	3,038	3,744	706	
営 業 経 費	6,201	4,928	△ 1,272	
人 件 費	1,061	1,019	△ 41	
業 務 費	3,244	2,363	△ 880	
そ の 他 の 営 業 経 費	1,896	1,544	△ 351	
経 常 利 益	75,328	82,808	7,480	
特 別 利 益	232,100	32,097	△ 200,002	
公庫債権金利変動準備金取崩額	230,000	30,000	△ 200,000	
利差補てん積立金取崩額	2,100	2,097	△ 2	
特 別 損 失	277,562	78,673	△ 198,888	
公庫債権金利変動準備金繰入額	47,562	48,673	1,111	
国 庫 納 付 金	230,000	30,000	△ 200,000	
当 期 純 利 益	29,865	36,232	6,367	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- (1) 有価証券利息及び預け金利息は、金利が想定を上回ったことによる増
- (2) 金利スワップ受入利息は、予算では計上していなかったことによる増
- (3) その他の受入利息は、繰上償還補償金が予定を上回ったことによる増
- (4) 地方公共団体健全化基金受入額は、公営競技納付金が想定を上回ったことによる増
- (5) 債券利息は、金利が想定を上回ったことによる増
- (6) 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金は、国庫納付時期が一部見直しになったことに伴う国庫納付の減額による減
- (7) 公庫債権金利変動準備金繰入額は、繰上償還補償金が予定を上回ったことによる増

令和6年度

地方公共団体金融機構事業の概況

地方公共団体金融機構

説明資料 1

令和6年度事業の概況

※ 億円未満単位切捨て

貸

付

	計 画		実 績	
貸付金	1兆4,700億円	→	1兆4,368億円	(▲331億円)
貸付回収金	1兆7,776億円		1兆8,106億円	(+330億円)
貸付金残高	(令和5年度末) 23兆740億円	→	(令和6年度末) 22兆7,001億円	※ 前年度末対比 (▲3,738億円)
〔 一般勘定分	19兆6,393億円		19兆9,082億円	(+2,688億円)
管理勘定分	3兆4,346億円		2兆7,919億円	(▲6,426億円)

資金調達

	計 画		実 績	
債券発行等	1兆9,700億円	→	1兆8,230億円	(▲1,470億円)
機構債(公募債)	1兆855億円		1兆609億円	(▲246億円)
〃(地共連等引受け)	5,395億円		5,395億円	(-)
長期借入	750億円	→	826億円	(+76億円)
政府保証債	2,700億円		1,400億円	(▲1,300億円)
償還金等	2兆963億円		2兆963億円	(-)
債券発行等残高	(令和5年度末) 19兆4,796億円	→	(令和6年度末) 19兆2,071億円	※ 前年度末対比 (▲2,724億円)
〔 一般勘定分	16兆3,793億円		16兆6,591億円	(+2,797億円)
管理勘定分	3兆1,003億円		2兆5,480億円	(▲5,522億円)

注1 資金調達のうち「債券発行等」及び「償還金等」は、発行価額ベース。

注2 令和6年度機構予算総則第1項に定める地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は2兆3,950億円。



令和6年度事業別貸付実績

(1) 一般会計債等

区 分	(単位：百万円)		
	令和6年度 貸付計画額 (A)	令和6年度 貸付実績額 (B)	(実績) - (計画) (B) - (A)
一般会計債			
公共事業等	36,321	38,861	▲ 2,540
公営住宅事業	10,096	11,424	▲ 1,328
全国防災事業	-	-	-
学校教育施設等整備事業	27,249	24,653	▲ 2,596
社会福祉施設整備事業	7,810	7,445	▲ 365
一般廃棄物処理事業	18,660	15,225	▲ 3,436
一般事業	7,194	6,511	▲ 683
地域活性化事業	8,909	10,733	▲ 1,824
防災対策事業	10,065	9,707	▲ 359
地方道路等整備事業	23,403	28,581	▲ 5,178
合併特例事業	66,342	81,083	▲ 14,740
緊急防災・減災事業	135,396	137,091	▲ 1,695
公共施設最適化事業	-	-	-
公共施設等適正管理推進事業	139,549	140,632	▲ 1,084
緊急自然災害防止対策事業	105,276	108,524	▲ 3,248
脱炭素化推進事業	18,274	17,012	▲ 1,262
こども・子育て支援事業	979	4	▲ 975
辺地対策事業	2,997	3,756	▲ 759
過疎対策事業	105,659	108,227	▲ 2,568
臨時地方道整備事業	-	-	-
臨時河川等整備事業	-	-	-
臨時高等学校整備事業	-	-	-
一般補助施設整備等事業	-	156	▲ 156
小 計	724,180	749,623	▲ 25,442
臨時財政対策債	76,315	68,344	▲ 7,971
減収補填債	0	0	0
合 計	800,495	817,966	▲ 17,471

(2) 公営企業債等

区 分	(単位：百万円)		
	令和6年度 貸付計画額 (A)	令和6年度 貸付実績額 (B)	(実績) - (計画) (B) - (A)
公営企業債			
水道事業(上水道)	176,979	176,853	▲ 126
(簡易水道)	6,579	6,856	▲ 277
交通事業(一般交通)	1,683	2,283	▲ 599
(都市高速交通)	25,450	20,962	▲ 4,488
病院事業	105,061	82,441	▲ 22,620
下水道事業	329,890	301,870	▲ 28,019
工業用水道事業	8,433	5,215	▲ 3,218
電気事業	4,452	3,670	▲ 783
ガス事業	555	541	▲ 14
介護サービス事業	2,679	4,383	▲ 1,704
市場事業	4,856	10,698	▲ 5,842
と畜場事業	80	280	▲ 200
駐車場事業	234	172	▲ 62
港湾整備事業	2,079	2,115	▲ 36
観光施設事業	495	524	▲ 29
産業廃棄物処理事業	0	0	0
小 計	669,505	618,862	▲ 50,643
公社貸付	0	0	0
合 計	669,505	618,862	▲ 50,643

※ 単位未満四捨五入のため、事業ごとの合計と小計、合計、総計が一致しないことがある。

令和6年度資金調達実績

1 地方金融機構債（政府保証のない債券）

（1）公募債

債券の種類	R5計画額	R6計画額	計画増減額	R5実績額	R6実績額	実績増減額
国内債	6,400億円	6,100億円	▲300億円	7,970億円	7,485億円	▲485億円
10年債	2,700億円	2,700億円	—	3,430億円	3,250億円	▲180億円
20年債	1,100億円	1,000億円	▲100億円	1,400億円	1,080億円	▲320億円
5年債	200億円	200億円	—	320億円	410億円	90億円
30年債	200億円	200億円	—	330億円	330億円	—
FLIP債	2,200億円	2,000億円	▲200億円	2,490億円	2,415億円	▲75億円
国外債	3,000億円	3,000億円	—	3,273億円	3,124億円	▲149億円
フレックス枠	2,015億円	1,755億円	▲260億円	—	—	—
計	11,415億円	10,855億円	▲560億円	11,243億円	10,609億円	▲634億円

※実績額には、各種債券の額にフレックス枠充当分を含めて計上。
※単位未満切り捨て

（2）地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	R5計画額	R6計画額	計画増減額	R5実績額	R6実績額	実績増減額
地共連引受債	3,000億円	3,000億円	—	3,000億円	3,000億円	—
10年債	1,500億円	1,500億円	—	1,500億円	1,500億円	—
20年債	1,500億円	1,500億円	—	1,500億円	1,500億円	—
地共済引受債	2,335億円	2,395億円	60億円	2,335億円	2,395億円	60億円
10年債	1,040億円	1,075億円	35億円	1,040億円	1,075億円	35億円
20年債	1,295億円	1,320億円	25億円	1,295億円	1,320億円	25億円
計	5,335億円	5,395億円	60億円	5,335億円	5,395億円	60億円

※地方公務員共済組合連合会等とは、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会のことを指す。

2 長期借入

R5計画額	R6計画額	計画増減額	R5実績額	R6実績額	実績増減額
750億円	750億円	—	900億円	826億円	▲74億円

3 政府保証債

債券の種類	R5計画額	R6計画額	計画増減額	R5実績額	R6実績額	実績増減額
4年債	800億円	2,700億円	1,900億円	—	1,400億円	1,400億円

※単位未満切り捨て

4 合計

合計	R5計画額	R6計画額	計画増減額	R5実績額	R6実績額	実績増減額
	18,300億円	19,700億円	1,400億円	17,478億円	18,230億円	752億円
政府保証債除く	17,500億円	17,000億円	▲500億円	17,478億円	16,830億円	▲648億円

令和6年度地方支援業務の実績(1)

地方公共団体が抱える様々な財政課題に係る質の高い調査研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」、及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていく。

事業		内容
調査研究	JFM・GRIPS連携プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○教育事業：国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）春学期「地方財政特論」において全13回の講義を実施 ○調査研究事業：「地方自治体の対人社会サービスを支える公共施設の整備・更新・維持のあり方」をテーマに調査研究会を6回実施 デンマーク、ドイツ、フランスの海外調査を実施 8月にシンポジウム、3月にフォーラムを開催し、成果を発信
	地域金融に関する調査研究	○地域金融に関する調査研究 ○地方公共団体の銀行等引受債の発行状況に関する実態調査
	地方財政等に関する調査等	○総務省との共同研究 「地方財政に関するシステムのあり方検討のための調査研究」を実施し、報告書を取りまとめて公表
	財政状況ヒアリング	○地方公共団体の財政運営上のニーズや課題に関するヒアリング調査を実施 【実績】75団体
	研究者への助成	<ul style="list-style-type: none"> ○地方財政及び関連分野における若手研究者に対して研究費を助成 【実績】応募件数：17件 助成決定件数：7件 ○公営企業に係る特定課題について研究を行う研究者に対して研究費を助成 【実績】応募件数：9件 助成決定件数：6件
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○諸外国の地方財政制度に関する調査研究を一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）と共同で実施 ○地方公共団体の先進事例に関する調査研究へ助成を実施 	
情報発信	先進事例検索システム	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の財政運営や地方公営企業における広域化・民間活用の事例等地方公共団体の関心の高い取組事例等を掲載した『先進事例検索システム』を機構ホームページにおいて提供 【実績】掲載事例：3,009件（新たに地方自治研究機構から提出された先進事例を含め682件追加） 1か月当たりアクセス数：1,781件（年間：21,377件）
	財政分析チャート「New Octagon」	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の財政状況を簡易に分析できる財政分析チャート「New Octagon」を提供 【実績】1か月当たりアクセス数：1,315件（年間：15,775件） ○主要財政指標（財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率）の経年グラフ表示機能を追加
	その他の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○地方支援業務の取組や成果をホームページや広報媒体により発信 ○地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約した「情報プラットフォーム」のページをホームページで公開 ○各種研修会で使用したテキスト、金融データ及び経済指標データ等をホームページで公開し、広く提供

令和6年度地方支援業務の実績(2)

事業		内容
人材育成・実務支援	経営・財務マネジメント強化事業	○個別団体の課題に対応するため、個別市区町村へアドバイザーを派遣 【実績】申請件数：1,131件 派遣回数：3,546回 活用団体数（実数）：1,081団体（R3～）
	eラーニング	○遠隔地や小規模な地方公共団体も含め広く効果が及ぶようeラーニングによる研修コンテンツを開発・提供 【実績】・配信講義数：59講義（うちアーカイブ配信：21講義） ・のべ申込者数：16,561人
	JFM地方財政セミナー JFM地方公営企業セミナー	○地方公会計の活用、公共施設の適正管理、公営企業の経営改善、自治体DX・GXの取組や地方財政の運営など、地方公共団体にとって関心の高いテーマのセミナーを開催 【実績】 JFM地方財政セミナー（東京） 34人（集合形式）、22人、（オンライン）、255人（eラーニング） JFM地方財政セミナー（福岡） 47人（集合形式）、54人、（オンライン）、144人（eラーニング） JFM地方公営企業セミナー（東京） 39人（集合形式）、27人、（オンライン）、295人（eラーニング） JFM地方公営企業セミナー（福岡） 34人（集合形式）、33人、（オンライン）、96人（eラーニング） JFM地方公営企業セミナー（JIAM（宿泊）） 70人（集合形式）、300人（eラーニング）
	行財政研修会東京セミナー	○地方公共団体の首長や幹部職員を対象に「人口減少に自治体はどう向き合うか」をテーマとしたセミナーを開催 【実績】277人（集合形式）
	資金調達・資金運用入門研修	○初めて資金調達・資金運用に携わる職員を対象とした入門的な研修会を開催 【実績】資金調達入門研修 124人（集合形式） 資金運用入門研修 133人（ " ）
	宿泊型研修	○資金調達・運用について基礎から専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的に実施 ・7月全国市町村国際文化研修所（2泊3日） 58人 ・9月市町村職員中央研修所（2泊3日） 55人
	出前講座	○財政運営や資金調達・資金運用など地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講義を実施 【実績】62件（講師派遣55件、オンライン形式7件）
	実務支援（個別相談）	○地方公共団体の抱える具体的な課題や疑問の解決に向け専門的なアドバイスを実施 【実績】105件（講師派遣11件、来訪8件、オンライン形式1件、電話・メール85件）

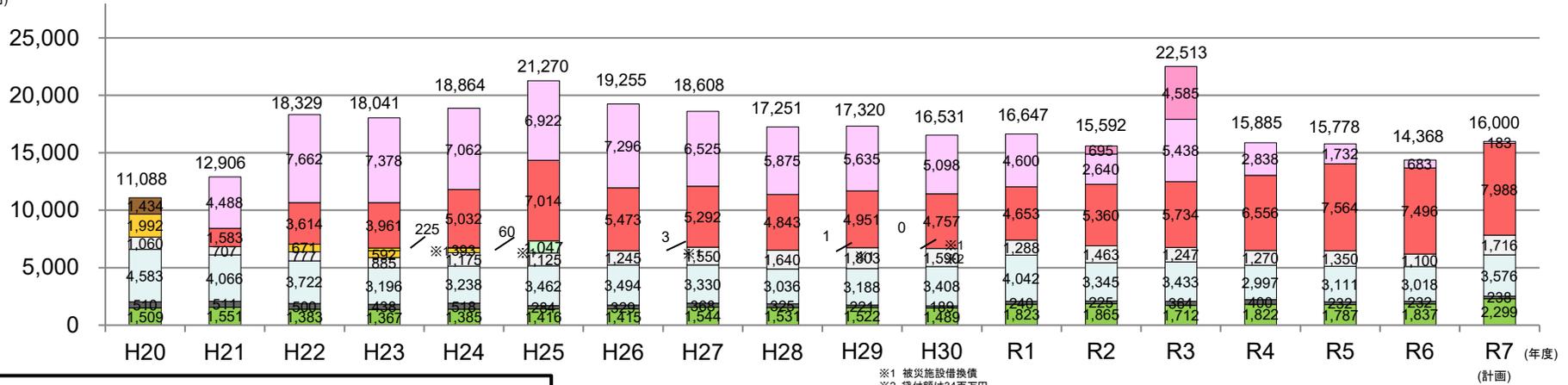
以下參考資料

貸付額の推移

全体

■水道 ■交通 □下水道 □その他(公営企業債) ■公営企業借換債 ■被災施設借換債 ■特定被災地方公共団体借換債 ■旧臨時3事業 ■一般会計債 ■臨時財政対策債 ■減収補填債

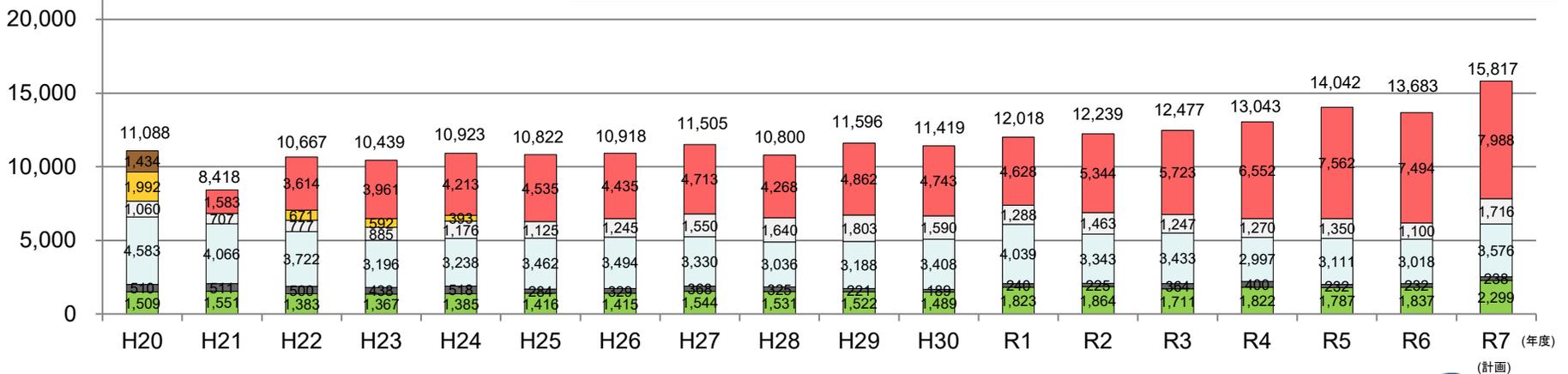
(億円)



通常収支分(臨時財政対策債、減収補填債除き)

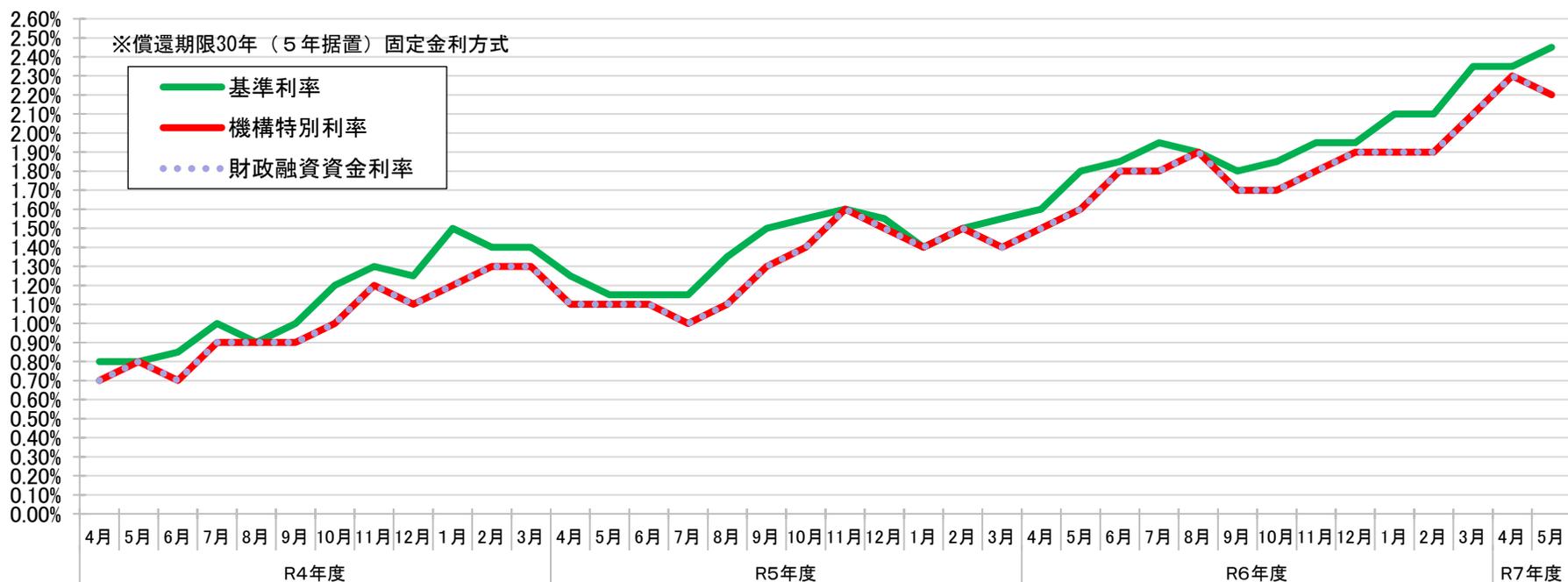
■水道 ■交通 □下水道 □その他(公営企業債) ■公営企業借換債 ■旧臨時3事業 ■一般会計債

(億円)



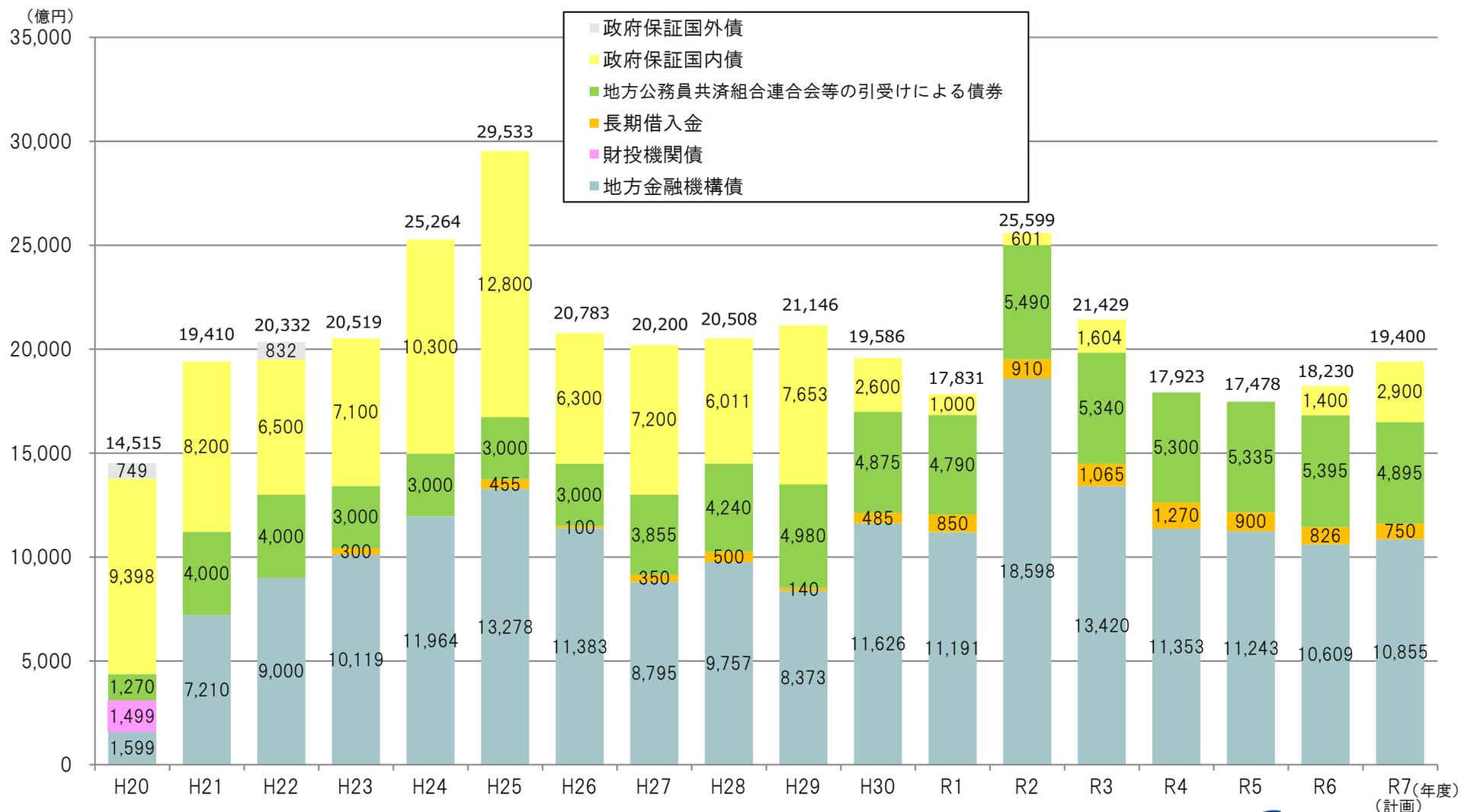
貸付利率の推移

- 公営競技納付金を活用した利下げにより、低利での貸付を実施。
- 機構特別利率は同時期の財政融資資金と同水準。
(機構の算定利率が財政融資資金を下回った場合、財政融資資金利率が下限となる。)



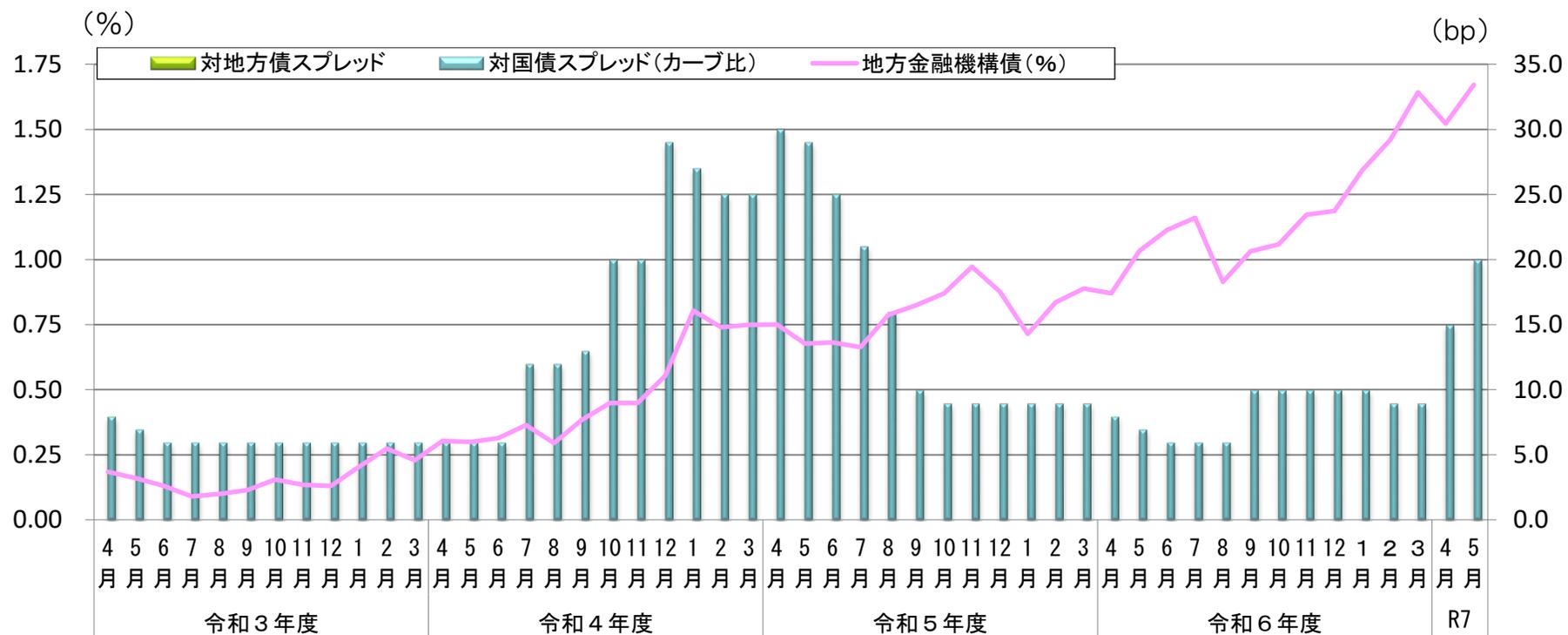
償還年限30年(5年据置) 固定金利の場合	R4年度												R5年度												R6年度												R7年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
機構資金利率改定日	4/26~	5/25~	6/28~	7/27~	8/24~	9/16~	10/26~	11/22~	12/21~	1/27~	2/24~	3/17~	4/26~	5/24~	6/28~	7/26~	8/23~	9/19~	10/25~	11/28~	12/26~	1/26~	2/22~	3/19~	4/24~	5/22~	6/26~	7/24~	8/21~	9/19~	10/29~	11/27~	12/25~	1/29~	2/26~	3/19~	4/23~	5/21~		
基準利率	0.800%	0.800%	0.850%	1.000%	0.900%	1.000%	1.200%	1.300%	1.250%	1.500%	1.400%	1.400%	1.250%	1.150%	1.150%	1.150%	1.350%	1.500%	1.550%	1.600%	1.550%	1.400%	1.500%	1.550%	1.600%	1.800%	1.850%	1.950%	1.900%	1.800%	1.850%	1.950%	1.950%	2.100%	2.100%	2.350%	2.350%	2.450%		
機構特別利率 ①	0.700%	0.800%	0.700%	0.900%	0.900%	0.900%	1.000%	1.200%	1.100%	1.200%	1.300%	1.300%	1.100%	1.100%	1.100%	1.000%	1.100%	1.300%	1.400%	1.600%	1.500%	1.400%	1.500%	1.400%	1.500%	1.600%	1.800%	1.800%	1.900%	1.700%	1.700%	1.800%	1.900%	1.900%	1.900%	2.100%	2.300%	2.200%		
財政融資資金利率 ②	0.700%	0.800%	0.700%	0.900%	0.900%	0.900%	1.000%	1.200%	1.100%	1.200%	1.300%	1.300%	1.100%	1.100%	1.100%	1.000%	1.100%	1.300%	1.400%	1.600%	1.500%	1.400%	1.500%	1.400%	1.500%	1.600%	1.800%	1.800%	1.900%	1.700%	1.700%	1.800%	1.900%	1.900%	1.900%	2.100%	2.300%	2.200%		
利差 ②-①	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%

資金調達額の推移



地方金融機構債(10年債)のスプレッド推移

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第190回	令和7年3月11日	200	1.643	9.0	0.0
第191回	令和7年4月10日	200	1.522	15.0	0.0
第192回	令和7年5月13日	170	1.671	20.0	0.0



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値。
令和元年8月より地方債フラットを維持。

地方金融機構債(5・20・30年債)のスプレッド推移

5年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第34回	令和5年12月12日	170	0.453	10.0	0.0
第35回	令和6年6月11日	210	0.638	4.0	0.0
第36回	令和6年12月10日	200	0.809	8.0	0.0

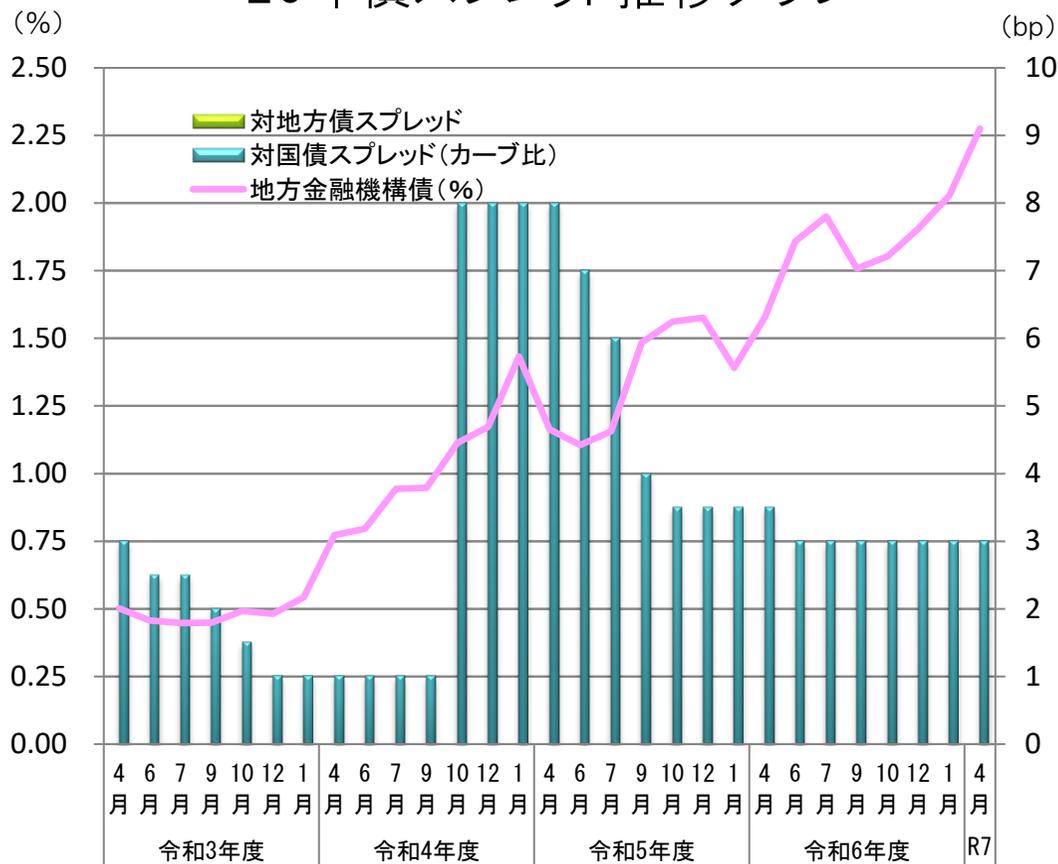
20年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第116回	令和6年12月10日	150	1.906	3.0	0.0
第117回	令和7年1月15日	100	2.028	3.0	0.0
第118回	令和7年4月10日	110	2.275	3.0	0.0

30年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第19回	令和6年4月9日	200	1.930	10.0	0.0
第20回	令和6年10月10日	130	2.253	10.0	0.0
第21回	令和7年4月10日	110	2.669	10.0	0.0

20年債スプレッド推移グラフ



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比は機構が独自に算出した理論値。

令和6年度

地方公共団体金融機構決算の概要

地方公共団体金融機構

説明資料 2

利益の状況 [機構全体]

- ◇ 令和6年度の**経常利益は828億円**で、前年度に比べ、80億円の減少(▲8.8%)
貸付金利息が減少したことに加え、債券利息が増加したこと等が要因
- ◇ **当期純利益は362億円**で、前年度と同水準

科 目	令和6決算(A)	令和5決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	2,086億円	2,091億円	▲4億円
貸付金利息	1,857億円	1,895億円	▲38億円
余資運用益	26億円	1億円	25億円
その他	202億円	194億円	7億円
経 常 費 用	1,258億円	1,182億円	75億円
債券利息	1,154億円	1,098億円	55億円
借入金利息	13億円	10億円	3億円
その他	90億円	73億円	16億円
経 常 利 益	828億円	908億円	▲80億円
特 別 利 益	320億円	525億円	▲204億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	300億円	500億円	▲200億円
利差補てん積立金取崩額	20億円	25億円	▲4億円
特 別 損 失	786億円	1,070億円	▲284億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	486億円	570億円	▲84億円
国庫納付金	300億円	500億円	▲200億円
当 期 純 利 益	362億円	362億円	▲0億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

利益の状況 [一般勘定]

- ◇ 令和6年度の**経常利益及び当期純利益は362億円**で、前年度と同水準
貸付金利息の増加額が債券利息の増加額を下回ったものの、余資運用益が増加したこと等が要因

科 目	令和6決算(A)	令和5決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	1,463億円	1,334億円	129億円
貸付金利息	1,239億円	1,136億円	102億円
余資運用益	26億円	1億円	25億円
金利スワップ受入利息	16億円	21億円	▲4億円
健全化基金受入額	173億円	169億円	3億円
その他	8億円	5億円	2億円
経 常 費 用	1,101億円	971億円	129億円
債券利息	964億円	851億円	113億円
借入金利息	13億円	10億円	3億円
その他業務費用	35億円	27億円	8億円
営業経費	49億円	43億円	5億円
基金管理勘定繰出金	32億円	37億円	▲4億円
その他	6億円	3億円	3億円
経 常 利 益	362億円	362億円	▲0億円
特 別 利 益	—	—	—
特 別 損 失	—	—	—
当 期 純 利 益	362億円	362億円	▲0億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

利益の状況 [管理勘定]

- ◇ 令和6年度の**経常利益は465億円**で、前年度に比べ、79億円の減少(▲14.6%)。貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を上回ったこと等が要因
- ◇ 地方公共団体金融機構法等の規定に基づき、利益の範囲内で公庫債権金利変動準備金への繰入を行ったため、令和6年度の当期純利益はゼロ

科 目	令和6決算(A)	令和5決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	661億円	796億円	▲135億円
貸 付 金 利 息	617億円	758億円	▲140億円
基 金 一 般 勘 定 繰 入 金	32億円	37億円	▲4億円
そ の 他	10億円	0億円	10億円
経 常 費 用	195億円	251億円	▲55億円
債 券 利 息	189億円	247億円	▲57億円
そ の 他	5億円	3億円	2億円
経 常 利 益	465億円	545億円	▲79億円
特 別 利 益	320億円	525億円	▲204億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	300億円	500億円	▲200億円
利差補てん積立金取崩額	20億円	25億円	▲4億円
特 別 損 失	786億円	1,070億円	▲284億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	486億円	570億円	▲84億円
国 庫 納 付 金	300億円	500億円	▲200億円
当 期 純 利 益	—	—	—

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

資産の状況 [機構全体]

◇ 令和6年度末現在の**資産総額は23兆8,938億円**で、前年度末に比べ、2,702億円の減少(▲1.1%)
貸付金が3,738億円減少したこと等が要因

科 目	令和6年度末現在(A)	令和5年度末現在(B)	増 減((A)-(B))
貸 付 金	22兆7,001億円	23兆740億円	▲3,738億円
(一般勘定分)	19兆9,082億円	19兆6,393億円	2,688億円
(管理勘定分)	2兆7,919億円	3兆4,346億円	▲6,426億円
有 価 証 券	2,720億円	2,045億円	675億円
現 金 預 け 金	9,087億円	8,736億円	350億円
そ の 他 資 産	65億円	55億円	9億円
有 形 固 定 資 産	28億円	29億円	▲1億円
無 形 固 定 資 産	35億円	34億円	1億円
前 払 年 金 費 用	0億円	—	皆増
合 計	23兆8,938億円	24兆1,641億円	▲2,702億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

資産の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和6年度末現在の一般勘定における資産総額は21兆1,002億円で、前年度末に比べ、3,727億円の増加(+1.8%)
- ◇ 令和6年度末現在の管理勘定における資産総額は3兆3,369億円で、前年度末に比べ、5,357億円の減少(▲13.8%)

	科 目	令和6年度末現在(A)	令和5年度末現在(B)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	貸 付 金	19兆9,082億円	19兆6,393億円	2,688億円
	有 価 証 券	2,720億円	2,045億円	675億円
	現 金 預 け 金	9,087億円	8,736億円	350億円
	そ の 他 資 産	49億円	35億円	13億円
	有 形 固 定 資 産	28億円	29億円	▲1億円
	無 形 固 定 資 産	35億円	34億円	1億円
	前 払 年 金 費 用	0億円	—	皆増
	合 計	21兆1,002億円	20兆7,275億円	3,727億円
管 理 勘 定	貸 付 金	2兆7,919億円	3兆4,346億円	▲6,426億円
	そ の 他 資 産	15億円	19億円	▲3億円
	一 般 勘 定 貸	5,434億円	4,361億円	1,073億円
	合 計	3兆3,369億円	3兆8,727億円	▲5,357億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

負債の状況 [機構全体]

- ◇ 令和6年度末現在の負債総額は23兆4,448億円で、前年度末に比べ、2,934億円の減少(▲1.2%)
債券が2,716億円、金融商品等受入担保金が424億円減少したこと等が要因
- ◇ 公庫債権金利変動準備金は、300億円の国庫納付を行った一方で、借換益等486億円を繰り入れた結果、
前年度末に比べ、186億円の増加

科 目	令和6年度末現在(A)	令和5年度末現在(B)	増 減((A)-(B))
債 券	18兆6,776億円	18兆9,493億円	▲2,716億円
(一般勘定分)	16兆1,296億円	15兆8,490億円	2,805億円
(管理勘定分)	2兆5,480億円	3兆1,003億円	▲5,522億円
借 入 金	5,295億円	5,303億円	▲8億円
金融商品等受入担保金	3,706億円	4,130億円	▲424億円
地方公共団体健全化基金	9,318億円	9,264億円	53億円
金利変動準備金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
公庫債権金利変動準備金	7,273億円	7,086億円	186億円
利差補てん積立金	13億円	34億円	▲20億円
そ の 他	65億円	69億円	▲4億円
合 計	23兆4,448億円	23兆7,382億円	▲2,934億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

負債の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和6年度末現在の一般勘定における負債総額は20兆7,090億円で、前年度末に比べ、3,496億円の増加(+1.7%)
- ◇ 令和6年度末現在の管理勘定における負債総額は3兆2,791億円で、前年度末に比べ、5,357億円の減少(▲14.0%)

	科 目	令和6年度末現在(A)	令和5年度末現在(B)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	債 券	16兆1,296億円	15兆8,490億円	2,805億円
	借 入 金	5,295億円	5,303億円	▲8億円
	金融商品等受入担保金	3,706億円	4,130億円	▲424億円
	地方公共団体健全化基金	9,318億円	9,264億円	53億円
	金利変動準備金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
	管理勘定の借	5,434億円	4,361億円	1,073億円
	その他の他	40億円	44億円	▲3億円
	合 計	20兆7,090億円	20兆3,594億円	3,496億円
管 理 勘 定	債 券	2兆5,480億円	3兆1,003億円	▲5,522億円
	公庫債権金利変動準備金	7,273億円	7,086億円	186億円
	利差補てん積立金	13億円	34億円	▲20億円
	その他の負債	24億円	25億円	▲0億円
	合 計	3兆2,791億円	3兆8,149億円	▲5,357億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

純資産の状況

- ◇ 令和6年度末現在の純資産総額は**4,490億円**で、前年度末に比べ、231億円の増加(+5.4%)
- ◇ 金利スワップ取引に係る評価損益等である繰延ヘッジ損益が前年度末に比べ131億円減少した一方で、一般勘定の当期純利益362億円を積立金として計上したため

科 目	令和6年度末現在(A)	令和5年度末現在(B)	増 減((A)-(B))
地方公共団体出資金	166億円	166億円	—
一般勘定積立金	4,066億円	3,704億円	362億円
管理勘定利益積立金	578億円	578億円	—
繰延ヘッジ損益	▲320億円	▲189億円	▲131億円
			(うち金利スワップ期中解約分 ▲142億円) (うち既存スワップの時価分 1億円) (うち繰延ヘッジの償却分 10億円)
合 計	4,490億円	4,258億円	231億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

(参考) 令和6年度決算における主要勘定の状況

(単位: 億円)

【貸付金】

前期末残高 ①	貸付額 ②	回収額 ③	期末残高 ①+②-③
230,740	14,368	18,106	227,001

【債券】

前期末残高 ①	発行額 ②	償還額等 ③	期末残高 ①+②-③
189,493	17,404	20,121	186,776

【地方公共団体健全化基金】

前期末残高 ①	納付金 ②	基金組入額(+) 基金取崩額(▲) ③	期末残高 ①+②+③
9,264	226	▲173 (注)	9,318

利下げ所要額 ①	基金運用益 ②	②-①
241	68	▲173

(注) 利下げ所要額に基金運用益を充当した残余である。

【金利変動準備金・公庫債権金利変動準備金】

	前期末残高 ①	取崩額 ②	繰入額 ③	期末残高 ①+②+③
金利変動準備金	22,000	—	— (注)	22,000
公庫債権金利変動準備金	7,086	▲300	486	7,273

【利差補てん積立金】

前期末残高 ①	取崩額 ②	期末残高 ①-②
34	20	13

(注) 関係法令の規定に基づき算出した金利変動準備金の積立限度額(当該期末における一般勘定の貸付金残高の1,000分の100)を前期末残高が超えているため、繰入れを行っていない。

※ 単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合がある。

令和6年度予定貸借対照表の書類上の訂正について

令和6年度予定貸借対照表を書類上下記のとおり訂正いたしました。訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

【訂正前】令和6年度予算資料（抜粋）

3. 令和6年度 予定貸借対照表

（令和7年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
貸付金	22,721,800	債券	18,834,213
有価証券及び現金預け金	<u>1,063,012</u>	借入金	521,900
金融商品等差入担保金	1,590	金融商品等受入担保金	328,221
その他資産	5,272	その他負債	6,436
有形固定資産及び無形固定資産	<u>11,481</u>	地方公共団体健全化基金	926,505
		基本地方公共団体健全化基金	926,505
		特別法上の準備金等	2,727,511
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	526,192
		利差補てん積立金	1,319
		負債の部合計	23,344,787
		（純資産の部）	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	399,006
		一般勘定積立金	399,006
		評価・換算差額等	△ 15,048
		管理勘定利益積立金	57,809
		純資産の部合計	458,369
資産の部合計	23,803,156	負債及び純資産の部合計	23,803,156

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

【訂正後】令和6年度予算資料（抜粋）

3. 令和6年度 予定貸借対照表

（令和7年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
貸付金	22,721,800	債券	18,834,213
有価証券及び現金預け金	<u>1,066,898</u>	借入金	521,900
金融商品等差入担保金	1,590	金融商品等受入担保金	328,221
その他資産	5,272	その他負債	6,436
有形固定資産及び無形固定資産	<u>7,595</u>	地方公共団体健全化基金	926,505
		基本地方公共団体健全化基金	926,505
		特別法上の準備金等	2,727,511
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	526,192
		利差補てん積立金	1,319
		負債の部合計	23,344,787
		（純資産の部）	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	399,006
		一般勘定積立金	399,006
		評価・換算差額等	△ 15,048
		管理勘定利益積立金	57,809
		純資産の部合計	458,369
資産の部合計	23,803,156	負債及び純資産の部合計	23,803,156

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和7年5月29日

地方公共団体金融機構

理事長 内藤 尚志 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊澤 賢司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 宜幸

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の令和7年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、会計監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>機構は、【金融商品に関する注記】に記載のとおり、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）をヘッジするために活用している金利スワップに対してヘッジ会計を適用している。</p> <p>ヘッジ会計の適用に当たっては、【デリバティブ取引に関する注記】に記載のとおり、資金調達方法である債券及び長期借入金をヘッジ対象とし、金利スワップをヘッジ手段として繰延ヘッジ処理を採用するとともに、ヘッジ有効性評価にあたっては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなし、有効性の判定に代えている。また、将来の債券発行をヘッジ対象として金利スワップ取引を行う場合には、当該債券発行が予定取引に該当するか否かを判断しヘッジ会計を適用している。</p> <p>当事業年度において、貸借対照表の評価・換算差額等に繰延ヘッジ損益として△32,029百万円が計上されており、このうち当該金利スワップに係る繰延ヘッジ損益が大部分を占めている。</p> <p>資金調達方法の多様化やリスク管理手法の高度化に伴い、金利リスク等に対処するためのデリバティブ取引も複雑になることが想定されるとともに、金利スワップにおける想定元本は、資金調達額（1件当たり数十億円から数百億円程度）と同額であり、取引規模と頻度を踏まえると、締結したデリバティブ取引が結果としてヘッジ会計の要件を満たしていなかった場合、デリバティブ取引の原則的な会計処理を行うこととなり、損益に対して大きな影響を与える可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用が、当事業年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、機構のデリバティブ取引がヘッジ会計の適用要件を満たしていること等を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) <u>内部統制の整備・運用状況の評価</u> デリバティブ取引の締結及びヘッジ会計の適用に係る内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <p>(2) <u>デリバティブ取引が漏れなく正確に把握されていることの検討</u> 機構が契約する全てのデリバティブ取引がデリバティブ取引の管理表に記録されていることを検討するために、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期首にデリバティブ取引を締結する可能性がある相手先を決定した決裁文書の閲覧及び当該文書に記載された全ての相手先からの当事業年度末におけるデリバティブ取引の残高確認状の入手 ・ 入手した残高確認状にデリバティブ取引の管理表に記録されている取引以外の取引が記載されていないことの検討 ・ 機構が決定した相手先以外の金融機関から入手した残高確認状にデリバティブ取引が記載されていないことの検討 <p>(3) <u>機構によるヘッジ有効性評価の検討</u> 機構が、繰延ヘッジ処理を採用している債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいて、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っていることを検討するために、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デリバティブ取引の管理表に記録された全ての金利スワップの想定元本及び契約期間が、ヘッジ対象たる債券及び長期借入金の元本金額及び償還期間（又は満期）と一致していることの検討 ・ 金利スワップの利息の受払条件が、債券及び長期借入金の固定利息を実質的に変動利息に変換するものとなっていることの検討 ・ 予定取引をヘッジ対象としている場合、金利スワップの利息の受払条件が、変動利息を固定利息に実質的に変換するも

	<p>のとなっていることの検討</p> <p>(4) <u>機構による予定取引の実行可能性等の評価の検討</u></p> <p>ヘッジ対象となる将来の債券発行が、契約は成立していないが、主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、その実行される可能性が極めて高い予定取引であるという機構の判断の妥当性を評価するために、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の過去の債券発行実績と貸付及び資金調達計画を閲覧、及び資金調達部署の担当者への質問 ・ ヘッジ対象となる将来の債券発行予定額が過去の一定期間の平均発行高の範囲内であり、かつ貸付からヘッジ対象となる将来の債券発行までの期間がおおむね1年未満であることの検討 <p>(5) <u>ヘッジ会計の中止に係る会計処理の検討</u></p> <p>金利スワップについて、ヘッジ会計を中止した場合、解約時点の清算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられ、ヘッジ対象の金利の調整として償却されていることを検討するために、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解約することを相手先と合意した証憑の閲覧による、金利スワップが解約されていることと、解約時点の清算損益の検討 ・ 当該清算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられていることの検討 ・ 繰延ヘッジ損益の償却金額の再計算による、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり純損益に配分されていることの検討
--	--

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

会計監査人は、監事と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、会計監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

<決算報告書監査>

監査意見

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの決算報告書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「決算報告書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算報告書が、全ての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算報告書の監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－決算報告書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、決算報告書は、機構が法第36条第1項及び第2項の規定により総務大臣に提出するために注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の決算報告書に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

決算報告書監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と決算報告書又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

決算報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して決算報告書を作成することにある。また、決算報告書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事長の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算報告書を作成するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算報告書を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき決算報告書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

決算報告書の監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算報告書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算報告書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算報告書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算報告書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として決算報告書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算報告書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算報告書の注記事項が適切でない場合は、決算報告書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算報告書の表示及び注記事項が、注記1に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第29条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和7年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、機構が令和7年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監事の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、会計監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。会計監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

会計監査人は、監事に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、機構の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、法第36条第3項に基づく説明書類の「機構の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

地方公共団体金融機構
理事長 内藤尚志 様

令和6年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

私たち監事は、地方公共団体金融機構法第18条第4項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書について、監査を実施したところであり、その結果について次のとおり報告する。

1 監査の方法及び内容

監査計画に従って、幹部会議その他重要な会議に出席するほか、機構の事業計画の実施状況等業務運営全般について関係者から報告及び説明を受けたほか、今般、決算担当部署から令和6年度の財務諸表及び決算報告書について報告を受け、必要な説明を求めた。

また、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人とのコミュニケーションを図り、当該会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、当該会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要な説明を求めた。

2 監査の結果

- (1) 令和6年度の財務諸表及び決算報告書は適正なものと認める。
- (2) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和7年5月29日

地方公共団体金融機構

監事 秋山公城

監事 山本泰生

令和6年度

内部統制報告書

地方公共団体金融機構

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 第19条第1項及び第28条
【作成日】	令和7年5月28日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 内藤 尚志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長内藤尚志は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和7年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性（決算・財務報告プロセス統制）、ITの適切な運営（IT全般統制）についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、金利スワップの締結、ヘッジ会計の適用のプロセス等といった重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（令和7年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

以上

意見書

令和7年6月9日開催の当委員会における意見は、下記のとおりである。

記

1. 令和6年度においては、引き続き全国的に喫緊の課題である防災・減災対策の推進やインフラの更新、公共施設等の適正管理、辺地・過疎対策に積極的に対応した貸付けの実施などに対して、地方公共団体に長期・低利な資金を安定的に供給することを通じて地方公共団体の政策ニーズに柔軟に応えることができたものと認められる。

また、金融市場環境の不透明な状況が続く中、市場の動向に応じて、国内定例債の着実な発行に加え、国外債の発行やF L I P債、長期借入の効果的な活用に取り組むほか、新たに国内グリーンボンドを発行して幅広い投資家を取り込むなど、多様な手法を活用した機動的かつ安定的な資金調達ができたと評価する。

地方支援業務については、地方公共団体の政策ニーズを踏まえながら、総務省との共同事業である地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業において新たに「地方公共団体のGX」を支援対象としたほか、国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）等と連携した地方財政に関する調査研究、出前講座や実務支援等におけるWeb会議システムの活用、eラーニングの新規コンテンツの作成や利便性の向上など、調査研究、人材育成・実務支援及び情報発信において充実した取組を実施したものと評価する。

2. 議案第1号「令和6年度決算」については、1. で述べた点に加え、日銀のマイナス金利解除後、2回の追加利上げを経て「金利のある世界」が到来し、また、各国の政治情勢の不安定化や地政学リスクの顕在化など不確実性の高い環境のもと、金利や為替の動向など先行き不透明な状況が続く中においても、一定の当期純利益を確保しており、評価ができるものである。

議案第2号「令和7年度予算の変更」については、異論はない。

議案第3号「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項の変更」については、金利の変動幅が大きい状況下においても、地方公共団体に対し長期・低利の資金を安定的に融通するという機構の使命を果たすためには必要であると考えられ、異論はない。

3. 今後の業務運営にあたっては、以下の点について留意していただきたい。

- (1) 国内外において金利や為替の動向が大きく変化している環境下においても、柔軟かつ適切に対応し業務を着実に遂行できるよう万全を期すとともに、地方公共団体に対し長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、地方公共団体が抱える諸課題や政策ニーズに応えられるよう各事業を実施すること。

貸付けについては、整備・更新が喫緊の課題となっている上・下水道や公立病院をはじめとした社会インフラ対策、防災・減災対策、公共施設等の適正管理や辺地・過疎対策事業など地方公共団体にとって優先度が高く住民の生活に直結する事業を積極的に

支援すること。

資金調達については、市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の資本市場からの信託を確固たるものとし、安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。また、多様な年限やE S G投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、有利な資金調達を実現するよう努めること。

地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く環境の変化や新たな政策ニーズの的確な把握・分析を基礎に、丁寧できめ細かい支援の実現に向け、支援分野を拡大した地方公共団体に対する経営・財務マネジメント強化事業や、関係機関と連携した人材育成・情報発信に取り組み、より多くの団体、特に現在活用されていない団体においても、一層の活用が進むよう積極的な周知・広報を行うこと。また、引き続き、大学等の専門機関等と連携して実施する調査研究の深化を図るとともに、その成果を広く発信すること。

- (2) 金利や為替など先行きの不透明な状況においても、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇や上・下水道の更新の本格化等を踏まえた地方公共団体のニーズに応えた資金を融通できるようにするため、令和8年度地方債計画における機構資金の所要額の計上に努めること。

また、地方交付税の総額確保のため、令和7年度に2,000億円を国に帰属させることとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

令和7年6月9日

地方公共団体金融機構経営審議委員会
委員長 前田 栄治

地方公共団体金融機構
理事長 内藤 尚志 殿

令和 7 年度予算の変更

地方公共団体金融機構の令和 7 年度予算のうち令和 7 年度予定貸借対照表について、有価証券及び現金預け金の金額「793,417 百万円」を「797,064 百万円」に、有形固定資産及び無形固定資産の金額「10,616 百万円」を「6,969 百万円」に変更する。

※変更箇所は下線の科目の金額です。

(参考)

3. 令和7年度 予定貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,579,022	債券	18,473,912
有価証券及び現金預け金	797,064 793,417	借入金	516,500
金融商品等差入担保金	279	金融商品等受入担保金	191,589
その他資産	6,006	その他負債	6,676
有形固定資産及び無形固定資産	6,969 10,616	地方公共団体健全化基金	936,241
		基本地方公共団体健全化基金	936,241
		特別法上の準備金等	2,765,399
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	565,399
		負債の部合計	22,890,317
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	443,155
		一般勘定積立金	443,155
		評価・換算差額等	△ 18,543
		管理勘定利益積立金	57,809
		純資産の部合計	499,023
資産の部合計	23,389,340	負債及び純資産の部合計	23,389,340

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

会計監査人の選任について（案）

地方公共団体金融機構法第37条第2項の規定により、令和7年度の財務諸表等に係る会計監査人に次の者を選任する。

名 称	E Y 新日本有限責任監査法人
事務所所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー
代 表 者	理事長 片倉 正美

第45回経営審議委員会意見書(R7. 3)に係る対応

項目	意見	対応状況
貸付け	<p>長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、近年激甚化・頻発化する災害や老朽化する社会インフラへの対応など、地方公共団体が直面する喫緊の課題を踏まえながら、地方公共団体に対して適切に貸付けを行うこと。具体的には、防災・減災対策、国民の生活に直結する社会インフラの整備・更新、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化及び子ども・子育て支援、地域活性化の視点等からも重要な辺地・過疎対策、さらには住民生活に密接に関連した公営企業等を支援すること。</p>	<p>貸付けについては、近年激甚化・頻発化する災害や老朽化する社会インフラへの対応など、地方公共団体が直面する喫緊の課題を踏まえながら、防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化推進に関する事業のほか、辺地・過疎対策、住民生活に密接に関連した公営企業等、地方公共団体が実施する地域の課題に対応した様々な事業に対し、必要となる資金の貸付けを行ってきた。</p> <p>令和7年度地方債計画の策定にあたり、機構の要請に応じ、緊急防災・減災事業、病院事業、水道事業等において機構資金が増額されたことから、今後とも、こうした地方のニーズに応じた貸付けを的確に行う。</p>
資金調達	<p>日本銀行による追加利上げをはじめとする各国中央銀行の金融政策の動向や、米国のトランプ政権の新たな政策の行方、地政学リスク等を背景として、金利や為替など先行きの不透明な状況が続く中でも、経済・物価の情勢や市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場からの信認を確固たるものとし、不安定な市場環境下でも安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。また、多様な年限やESG投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、有利な資金調達を実現するよう努めるとともに、グリーンボンドに関しては、令和7年度においても発行し、地方公共団体のSDGsに関連する施策について、地方公共団体と連携しながら適切に情報発信すること。</p>	<p>資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、長期借入も効果的に活用している。</p> <p>国内債については、定例債(10年・20年・5年・30年)の安定的な発行に努めるとともに、フレックス枠や、投資家需要に応じて柔軟に発行するFLIP債を活用し、投資家動向に対して機動的・弾力的に対応することとしている。(日本銀行による追加利上げをはじめとする各国中央銀行の動向や、米国の関税政策等を背景として、金利や為替など先行きの不透明な状況においても、4月・5月発行の定例債(10年・20年・30年)については、いずれの年限においても、地方債と同一の条件での発行となっている。)</p> <p>国外債については、市場環境や投資家需要に応じて通貨や年限を柔軟に選択しつつ、起債時期を見極めながら、ベンチマーク債を継続的に発行していきたいと考えており、4月に米ドル建て5年債を10億米ドル発行した。</p> <p>引き続き、市場環境や投資家のスタンスの変化を的確に把握するとともに、IRを効果的に実施し、市場からの信認の強化及び低コストで安定的な資金調達に努める。</p> <p>グリーンボンドに関しては、国外グリーンボンドに加え国内グリーンボンドを着実に発行する。また、貸付けを行った地方公共団体の協力を得てレポーティングを公表し情報発信の取組を継続するとともに、貸付対象事業を通じて地方公共団体のSDGsに関連する施策の促進を図る。</p>
サステナビリティに関する対応	<p>国内外のサステナビリティを巡る動向について十分な情報収集を行いつつ、引き続き分かりやすい情報開示等に努めること。</p>	<p>サステナビリティに関する対応については、気候変動対応として、2050年GHG排出量(Scope1・2)ネットゼロとの目標に向けて再エネ電力の活用等の検討を進めているほか、Scope3の算定に関してサステナビリティ情報に係る開示基準の動向について引き続き情報収集を行っているところ。また、人的資本については、第217回通常国会で審議されている女性の管理職比率・男女の賃金差異の開示について、適宜対応していくほか、各取組の分かりやすい情報発信に向けて引き続き検討する。</p>
地方支援	<p>地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く厳しい環境の変化や新たな政策ニーズの的確な把握・分析を基礎に、丁寧できめ細かい支援の実現に向け、支援分野を拡大した個別市区町村等に対する経営・財務マネジメント強化事業や、関係機関と連携した人材育成・情報発信に取り組み、一層の活用が進むよう積極的な周知・広報を行うこと。</p> <p>また、引き続き、大学等の専門機関等と連携して実施する調査研究の深化を図るとともに、その成果を広く発信すること。</p>	<p>「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」については、地方公共団体のニーズを踏まえ、新たに「地方公共団体間の広域連携」と「地方税務行政のDX等」を支援分野に追加しつつ、個別団体が抱える課題の状況に応じて必要なアドバイザーを派遣することにより、きめ細かい支援を実施するとともに、利用実績や利用団体の評価の周知、更には未利用団体が多くの都道府県の市区町村担当課に対する直接的な働きかけ等により利用団体の増加にも力を入れていく。</p> <p>また、関係機関(JAMP・JIAM・RILG)との共催研修による人材育成の機会や内容を更に充実させるとともに、地方財務状況調査や研修会の場を通じ、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業をはじめとした地方支援業務のPRの実施や地方支援業務の活用を促すための魅力的なパンフレットの作成など、積極的な周知・広報により、地方支援業務に対する団体の理解及び活用の促進に努める。</p> <p>調査研究については、国立大学法人政策研究大学院大学(GRIPS)と、教育及び調査研究に関する連携プロジェクトに取り組み、得られた成果については、フォーラム、ホームページなどにより広く発信に努める。</p>
予算編成等	<p>公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に当たっては、国庫帰属後も金利変動リスクへの備えとしては十分な準備金を保有しており機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないこと、また、地方公共団体の財源である地方交付税の充実に活用されるものであることを、地方公共団体及び市場関係者に十分理解されるよう、引き続き、適時・適切に説明を行うよう努めること。</p>	<p>公庫債権金利変動準備金の国への帰属について、地方交付税の総額確保のため、令和7年度に2,000億円を帰属させることは、機構は十分な準備金を保有しており、国庫帰属後も機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないことについて、これまで、地方公共団体向け広報誌等による周知や証券会社等の市場関係者に対して個別に説明を行ってきたところ。引き続き、あらゆる機会をとらえて適時・適切に説明を行うよう努める。</p>

令和6年度末貸付債権残高の状況

報告 2

1 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高の分類

○財政再生・財政健全化団体への貸付残高は、地方公共団体への貸付残高総額の0.04%
 ○貸付残高を有する財政再生・財政健全化団体は、1団体 (前年度1団体から増減なし)

(単位:億円)

財政健全化法 による分類	団体数	令和6年度末 貸付残高	割合	団体数	令和5年度末 貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	88	0.04%	1	84	0.04%	0	3	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,154	226,889	99.96%	2,150	230,613	99.96%	4	-3,723	-0.00%
都道府県 市区町村 一部事務組合等 合計	2,155	226,977	100.00%	2,151	230,697	100.00%	4	-3,720	

2 地方公営企業への貸付残高の分類

○貸付残高を有する経営健全化企業は該当なし (前年度1企業から1企業減)

(単位:億円)

財政健全化法 による分類	事業主体数	令和6年度末 貸付残高	割合	事業主体数	令和5年度末 貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	0	0	0.00%	1	3	0.00%	-1	-3	-0.00%
健全企業	4,805	113,559	100.00%	4,818	116,591	100.00%	-13	-3,032	0.00%
合計	4,805	113,559	100.00%	4,819	116,594	100.00%	-14	-3,035	

(注)・事業主体数とは、地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）が所管する各事業数である。
 ・令和6年度末貸付残高及び令和5年度末貸付残高は、1の内数である。

3 地方道路公社への貸付残高の分類

○要注意先は1公社該当あり (前年度1公社から増減なし)

(単位:億円)

自己査定による債務者区分	公社数	令和6年度末 貸付残高	割合	公社数	令和5年度末 貸付残高	割合	増減		
							公社数	貸付残高	割合
要注意先	1	6	28.45%	1	11	26.67%	0	-4	1.77%
正常先	4	17	71.55%	5	30	73.33%	-1	-13	-1.77%
合計	5	24	100.00%	6	42	100.00%	-1	-17	

■地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果(令和6年度末残高)

(単位:百万円)

	自己査定による債務者区分		自己査定による債権分類		(参考) 銀行法及び金融再生法に基づく債権		
	機構には該当なし	破綻先 0	実質破綻先 0	破綻懸念先 0	要注意先 0 (要管理先に相当※2)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 0	危険債権 0
機構貸付債権	地方道路公社の内訳 要注意先(1公社) (要管理先以外に相当※2) 691 (0.00%)	地方道路公社(5公社) 2,430 (0.01%)	正常先(4公社) 1,739 (0.01%)	地方公共団体 (非区分※3)	全債権 非分類(※3)	全債権 正常債権	
総計	22,705,690	22,703,259 (99.99%)	22,705,690	22,705,690	22,705,690		

(注) 1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を適正に管理している。

- 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和5年度決算の数値を用いて区分している。
- 自己査定、銀行法及び金融再生法に基づく債権は、貸出金及び未収利息である。
- 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
- 「銀行法及び金融再生法に基づく債権」について、当機構は銀行法及び金融機能再生のための緊急措置に関する法律の適用を受けないが、参考として、当機構の全ての貸付債権を、当該法令に当てはめた場合の債権区分との関係を示している。

【参考】

- ※1 自己査定に関する規程は、令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」(以下「廃止マニュアル」という。)に準じて独自に定めたものである。なお、地方道路公社については、新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施している。
- ※2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と銀行法及び金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ(要管理先に相当・要管理先以外に相当)に区分して表記している。
- ※3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの(非区分)とされ、債権分類については非分類とされている。

令和6年度
貸付予定及び機構債権残高を有する
団体・公営企業の財務審査結果

1 基本方針

当該年度に貸付予定の地方公共団体・地方公営企業及び機構債権残高を有する地方公共団体・地方公営企業を対象として、融資審査実施要領に基づき、「地方公共団体の財政状況及び地方公営企業の経営状況の堅実性」、「償還の確実性」を確認するため必要な財務審査を実施した。

2 財務審査の実施方法

- ・ 財務審査は、財政再生団体、財政健全化団体又は経営健全化企業のうち、令和5年度末に機構債権残高を有する先及び令和6年度に貸付予定のある先について、ヒアリング及び財務審査票を作成し、財政再生計画等の進捗状況を確認。
- ・ 令和5年度決算では1団体が財務審査対象（前年度1団体・2企業）。

<財務審査対象団体>

	R5年度末貸付残高	R6年度貸付予定
北海道夕張市（財政再生団体）	84.8億円	有

【審査方法】

- ・ 対象団体の財政再生計画を確認
- ・ 調査票作成依頼及びヒアリング、必要に応じ現地訪問
- ・ 相手方：該当団体の起債同意・許可権者（道府県）、該当団体

【主な確認事項】

- ・ 該当団体の行財政運営の概要、財政支援策及び将来の見通し（道府県）
- ・ 財政再生計画・財政健全化計画の進捗状況
- ・ 計画完了の目途

財務審査結果（概況）

- ・ 財務審査対象先への機構債権残高は84.8億円（令和5年度末）。
- ・ 財政再生計画は総じて順調（実質公債費比率、将来負担比率はともに計画値を上回る改善、基金残高も計画値を上回っており、計画達成への深刻な影響は見て取れない）に進捗していることから、令和6年度貸付予定先に対する機構資金の新規貸付けは可能と判断。

「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」の変更について

地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項の第2条第2項第3号（イ）を次のように変更する。

2. 地方債の資金の貸付け

(2) 貸付利率

③ 利率の設定方針と対象となる地方債

(イ) 機構特別利率

○機構特別利率は基準利率から一定率を控除し算定するものとし、「基準利率－0.35%」を下限とする。ただし、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動その他の事情により、この算定方法によりがたいときは、理事長が別に定めるところにより算定することができる。

※下線部分を追記

附 則

この変更は、令和7年6月 日から実施し、変更後の規定は、同日以後に行う貸付けについて適用する。

理事長が別に定める機構特別利率の算定方法については、同一貸付条件の財政融資資金利率を下限とし、地方公共団体金融機構の財務の健全性を勘案して算定する旨を規定することを予定。

地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項改正案新旧対照表

改正案	現 行
<p>地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 地方債の資金の貸付け 地方債計画に基づき毎年度機構が策定する事業計画（貸付計画）及び資金計画の範囲内において、適正な借入申込みの処理が行われたものに対して貸し付けることを基本とする。</p> <p>(1) 貸付けの相手方及び対象となる地方債 ○地方債の同意又は許可を得た、又は得る見込みが確実な地方公共団体に対し、当該地方債を対象として貸付けを行う。</p> <p>(2) 貸付利率 ① 利率の区分 ○貸付利率は、基準利率及び機構特別利率とする。 ② 金利方式（償還形態） ○原則として、固定金利方式又は利率見直し方式（5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後見直し）の選択制とする。 ③ 利率の設定方針と対象となる地方債 ○地方公共団体が機構以外の者から資金調達する場合の条件及び貸付けに必要な資金の調達に係る金利その他の事情を勘案し、かつ、機構の収入が支出を償うに足るよう、毎月理事長が定める。 ○貸付けの対象となる地方債のうち、一定の地方債に対する貸付けについては、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第41条第2項の定めるところにより、地方公共団体健全化基金の運用益等を用い、以下のとおり財政融資資金の貸付利率を下限として基準利率から利率の軽減を行う。</p> <p>(ア) 基準利率 ○調達と貸付けに係るキャッシュフローの割引現在価値が等しくなるよう理事長が定める。</p>	<p>地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 地方債の資金の貸付け 地方債計画に基づき毎年度機構が策定する事業計画（貸付計画）及び資金計画の範囲内において、適正な借入申込みの処理が行われたものに対して貸し付けることを基本とする。</p> <p>(1) 貸付けの相手方及び対象となる地方債 ○地方債の同意又は許可を得た、又は得る見込みが確実な地方公共団体に対し、当該地方債を対象として貸付けを行う。</p> <p>(2) 貸付利率 ① 利率の区分 ○貸付利率は、基準利率及び機構特別利率とする。 ② 金利方式（償還形態） ○原則として、固定金利方式又は利率見直し方式（5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後見直し）の選択制とする。 ③ 利率の設定方針と対象となる地方債 ○地方公共団体が機構以外の者から資金調達する場合の条件及び貸付けに必要な資金の調達に係る金利その他の事情を勘案し、かつ、機構の収入が支出を償うに足るよう、毎月理事長が定める。 ○貸付けの対象となる地方債のうち、一定の地方債に対する貸付けについては、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第41条第2項の定めるところにより、地方公共団体健全化基金の運用益等を用い、以下のとおり財政融資資金の貸付利率を下限として基準利率から利率の軽減を行う。</p> <p>(ア) 基準利率 ○調達と貸付けに係るキャッシュフローの割引現在価値が等しくなるよう理事長が定める。</p>

資料

(イ) 機構特別利率

○機構特別利率は基準利率から一定率を控除し算定するものとし、「基準利率-0.35%」を下限とする。ただし、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動その他の事情により、この算定方法によりがたいときは、理事長が別に定めるところにより算定することができる。

○機構特別利率の貸付けの対象となる地方債は、公営企業以外の事業に係る地方債、地方財政法第5条ただし書の規定により起こす地方債以外の地方債で別に定めるもの及び以下の事業に係る地方債とする。
水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業、公営住宅事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業、介護サービス事業、市場事業、と畜場事業及び駐車場事業

(3) 償還方法、期限

○半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還とする。
○事業の種類に応じ据置期間（5年以内）、償還期限（40年以内）を設定する。

(4) 貸付けの方式

○証書貸付方式を基本とする。

(5) 貸付日

○貸付日は、毎月2日程度理事長が定めることとし、年間の貸付日についてあらかじめ地方公共団体に周知する。

(6) 同意前貸付及び許可前貸付

○長期貸付が行われるまでのつなぎ資金として、貸し付けるものとする。
○貸付利率は、基準利率とする。

3. (略)

4. (略)

(イ) 機構特別利率

○機構特別利率は基準利率から一定率を控除し設定するものとし、「基準利率-0.35%」を下限とする。 _____

○機構特別利率の貸付けの対象となる地方債は、公営企業以外の事業に係る地方債、地方財政法第5条ただし書の規定により起こす地方債以外の地方債で別に定めるもの及び以下の事業に係る地方債とする。
水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業、公営住宅事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業、介護サービス事業、市場事業、と畜場事業及び駐車場事業

(3) 償還方法、期限

○半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還とする。
○事業の種類に応じ据置期間（5年以内）、償還期限（40年以内）を設定する。

(4) 貸付けの方式

○証書貸付方式を基本とする。

(5) 貸付日

○貸付日は、毎月2日程度理事長が定めることとし、年間の貸付日についてあらかじめ地方公共団体に周知する。

(6) 同意前貸付及び許可前貸付

○長期貸付が行われるまでのつなぎ資金として、貸し付けるものとする。
○貸付利率は、基準利率とする。

3. (略)

4. (略)

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（1）支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ D X ・ G X の取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用

- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体の D X （消防防災 D X など）
- 地方公共団体の G X
- 地方公共団体間の広域連携
（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）
- 地方税務行政の D X 等（課税事務の効率化、徴収事務の効率化）※R7.7から
- 全国の好事例を生かした地方創生2.0の取組（仮称）※R7.10から
- 首長・管理者向けトップセミナー

※ 下線部は、R7に支援分野の創設等を行うもの

（2）支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

【参考】：地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 令和6年度の実績

◆令和6年度においては、1,131件について支援決定を行い、3,500回を超える派遣を実施。

(1) 支援件数・派遣実施回数・対応したアドバイザー

※ 複数事業に派遣されているアドバイザーがいるため、計は合わない。

支援の方法	支援件数							派遣 実施回数	対応した アドバイ ザー
	事業全体	公営企業等の 経営改革	公営企業会計	地方公会計	公共施設等 総合管理計画	自治体DX	自治体GX		
課題対応 アドバイス事業	872件	389件	35件	106件	129件	195件	18件	2,958回	292人
課題達成支援 事業	122件	29件	8件	35件	10件	40件	—	414回	83人
啓発・研修事業	133件	51件	27件	24件	12件	17件	2件	172回	96人
トップセミナー	4件	3件	0件	0件	0件	1件	0件	2回	2人
計	<u>1,131件</u>	472件	70件	165件	151件	253件	20件	<u>3,546回</u>	※ <u>328人</u>

(2) 派遣形式

対面・集合	オンライン
3,050回 (86%)	496回 (14%)

(3) 謝金・旅費支払額

謝金	旅費	合計
377百万円	82百万円	約 <u>459百万円</u>

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 令和7年度の状況

- ◆ 「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」について、令和7年度の第1次募集を行い4月25日（金）に653件の支援を決定。
- ◆ 順次アドバイザーの派遣を進めるとともに、引き続き、第2次～第4次の募集・支援決定を行う。

●募集期間

第1次募集期間	2月28日（金）～	3月31日（月）	支援決定：	4月25日（金）
第2次募集期間	4月1日（火）～	6月30日（月）	支援決定：	7月下旬
第3次募集期間	7月1日（火）～	9月30日（火）	支援決定：	10月下旬
第4次募集期間	10月1日（水）～	12月26日（金）	支援決定：	1月下旬

●【第1次募集分】支援件数・派遣実施予定回数

支援の方法	支援件数 (件)																派遣実施予定回数 (回)	
	事業全体		公営企業等の経営改革		公営企業会計		地方公会計		公共施設等総合管理計画		自治体DX		自治体GX		広域連携			
課題対応 アドバイス 事業	562 (351)	+211	250 (165)	+85	18 (24)	▲6	78 (43)	+35	80 (52)	+28	118 (61)	+57	12 (6)	+6	6 (-)	-		
課題達成 支援事業	36 (68)	▲32	6 (20)	▲14	2 (4)	▲2	18 (20)	▲2	2 (3)	▲1	8 (21)	▲13	-	-	-	-	179 (285)	▲106
啓発・研修 事業	55 (62)	▲7	20 (27)	▲7	11 (16)	▲5	9 (10)	▲1	5 (5)	0	6 (3)	+3	0 (1)	▲1	4 (-)	-	117 (125)	▲8
トップ セミナー	0 (2)	▲2	0 (2)	▲2	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (-)	-	0 (2)	▲2
計	653 (483)	+170	276 (214)	+62	31 (44)	▲13	105 (73)	+32	87 (60)	+27	132 (85)	+47	12 (7)	+5	10 (-)	-	3,243 (2,048)	+1,195

※ () 内は令和6年度第1次募集時の件数・回数

内は令和7年度－令和6年度 増減数

地方支援パンフレットのリニューアルについて

地方支援業務を利用したことがない地方公共団体がいまだに一定割合存在することを踏まえ、地方支援業務の地方への浸透と活用の促進に向けての取組の一つとして、このたび、当機構の地方支援業務に関するパンフレットについて、より多くの地方公共団体に地方支援業務を認知し、活用してもらうため、利用者の目線に立った内容に刷新いたしました。



- ① **予算面での心理的なハードルを軽減するために、**
全てのページに「費用負担なし」を目立つように配置しました。



地方公共団体の経営・財務 マネジメント強化事業

総務省との共同事業として
市区町村・公営企業等に
アドバイザーを派遣します。



支援分野

- ① 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - DX・GXの取組
 - 経営戦略の改定・経営改善
 - 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
- ④ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
 - 公共施設等に係る方針の策定・取組
(更新・長寿命化、統合・廃止等)の支援 など
- ⑤ 地方公共団体のDX

② **自団体で活用いただく際の事業イメージをお持ちいただくために、
「活用事例」「利用者の声」「実績」などを追加し、内容を充実しました。**



地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 活用事例

地方公共団体のDX

団体名	取組内容
北海道砂川市	システム調達支援とシステムを活用した業務改善に関する取組
山形県庄内町	DX推進に関する庁内の機運醸成・職員育成や業務改革に向けた取組
福島県本宮市	DX推進に向けた管理職員の意識醸成の取組
奈良県高取町	自治体情報システムの標準化・共通化への取組 (全国における標準化の進捗状況や標準化に向けたスケジュール、ガバメントクラウドの方向性などの助言)
沖縄県浦添市	DX推進計画策定に関することについて

... **利用者の声**

費用がかからないためあらかじめ
予算確保の必要がない上に、少人数
でも実施してもらえたことは非常に
ありがたかったです。



実績

▶北海道から沖縄まで全国各地に講師を派遣(令和6年度約70団体)



開催場所の多くは、県庁・市役所・役場等の会議室です。

③ **地方公共団体の課題やニーズに対して適切な地方支援業務を提供するために、各団体の課題・ニーズに適した支援メニューを選びやすくなるようにしました。**

カテゴリ	地方公共団体のニーズ	地方支援業務メニュー
人材育成・実務支援	専門家の具体的なアドバイスが欲しい	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 対象 オンサイト※1
	市区町村向けの研修会に講師を派遣してほしい	出前講座 対象 オンサイト※1
	自団体のニーズに応じたテーマで研修をしてほしい	実務支援(個別相談) 対象 電話 メール オンサイト※1
	資金調達・資金運用等についてのアドバイスがほしい	資金調達・資金運用に関する研修 対象 白標り 宿泊
	金融の知識を身につけたい	JFMセミナー 対象 白標り 宿泊 オンサイト※1 eラーニング※2
	国の動向を把握したい、先進的な取組事例を知りたい	

このような課題・ニーズに！

業務課題を解決したいけど、人材不足で予算もない

POINT 1 予算計上なしで迅速なアドバイザー派遣が可能

公会計に関することなど、専門的なアドバイスが欲しい

POINT 2 公会計関連を含め9分野のアドバイス支援が可能

POINT 3 約800人の専門的人材がアドバイザーを担当(公認会計士、学識経験者、自治体職員・OBなど)

※アドバイザーリストにない方でも登録手続きを行えば、アドバイス派遣可能です

実績

- ▶ 全国の地方公共団体の約60%が活用
- ▶ 令和6年度のアドバイス派遣は約3,500回
- ▶ 令和7年度も支援分野(「地方公共団体間の広域連携」及び「地方税務行政のDX等」)を追加

簡単3ステップ申請

今後、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の活用事例を更に掲載するなど、内容の一層の充実を図ることとしています。

サステナビリティに関する考え方及び取組については、令和7年6月に、地方公共団体金融機構法第36条第3項に基づく説明書類において、以下のとおり開示予定。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) ガバナンス

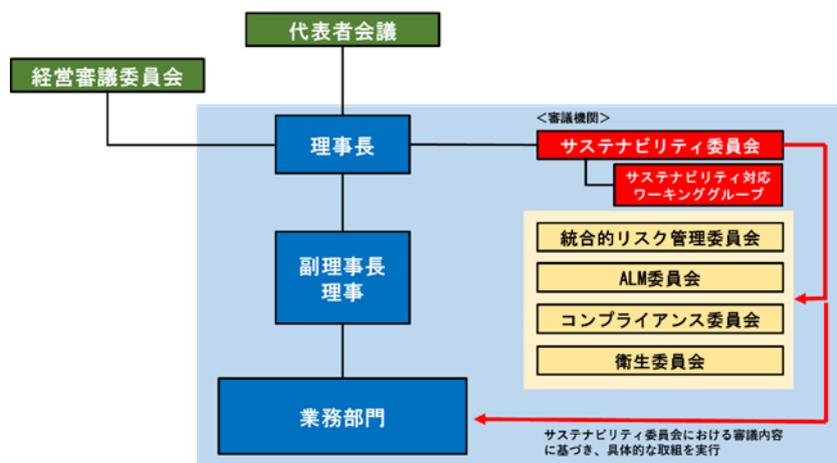
・サステナビリティに関する取組姿勢

当機構では、「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」ことを使命とし、経営理念（p9参照）に基づきサステナビリティに関する取組みを推進するため、「サステナビリティポリシー」を策定しています。貸付け、資金調達、地方支援のそれぞれの業務において、「環境への配慮」、「社会的責任の実践」及び「強固なガバナンス」といったESGそれぞれの観点を意識し実践するとともに、ステークホルダー（地方公共団体・投資家）との積極的な対話や財務情報・非財務情報の開示の充実にも取り組んでいます。

・実施体制

当機構では、サステナビリティに関する取組みの推進のため、2023年4月より「サステナビリティ委員会」を設置しています。サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関する課題の特定や見直しをはじめとして、気候変動対応などの「環境」に関する事項、ダイバーシティや労働環境、人権などの「社会」に関する事項、倫理及び法令遵守など「ガバナンス」に関する事項などについて、審議を行い、持続可能な地域社会の実現に向けて必要な取組みを推進してまいります。同委員会は、理事長を委員長として、全役員、部長、審査室長及び検査役で構成されています。また、具体的な取組みについて検討、調査研究を行うため、同委員会の下にサステナビリティ対応ワーキンググループを設置しています。

（サステナビリティ委員会等の位置づけ）



(2) リスク管理

当機構では、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を強化するために、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク（人的資本に係るリスクを含む。）等の各種リスクについて、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けています。これにより、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行い、リスク管理の内容を適切に経営判断に反映できる体制を構築しています。

また、気候変動に係るリスクについては、サステナビリティ委員会における審議を通して、特定、評価、管理しています。

(3) 戦略

・人的資本に関する取組

当機構では、持続的かつ安定的な業務遂行のため、職員一人ひとりが能力を最大限発揮することができるよう職場環境の整備と計画的な人材の育成に取り組んでいます。社内環境整備方針や人材育成方針に基づき、誰もが働きやすい安全で健康的な職場環境を提供するとともに、多様な人材が有機的に連携し、各々が成長を実感することのできる職場を提供するための取組を推進しています。

・気候変動への対応

当機構では、国内外でのグリーンボンド等の発行や地方公共団体の環境性能の向上を伴う設備更新等への貸付け、執務室における節電の取組みなどを通じて、GHG排出削減や気候変動への適応策に取り組んでいます。特に、機構として脱炭素社会の実現に貢献するため、国の「2050年カーボンニュートラル」（2050年までに全体として温室効果ガスの排出をゼロにすること）という目標の下、2050年までに機構のScope 1 及びScope 2 に係る温室効果ガス排出量を実質ゼロとします。具体的な取組内容については、引き続きサステナビリティ委員会での審議を通じて決定してまいります。

(4) 指標と目標

目標		指標
項目	目標値	令和6年度
全労働者に占める 女性比率	令和8年度末までに 40%以上	全職員：35.8% 職員：28.9% 非常勤職員：91.7% (令和6年4月時点)
女性管理職比率	令和8年度末までに 5%以上	(参考) 係長級にある者に占める女性労働者の割合 42.9% ^{※2} (令和6年4月時点)
男性の育児休業取得率	100%	該当者なし
年次有給休暇取得率	令和8年度末までに 75%以上	86.0% (令和6年1月1日～12月31日)
温室効果ガス (GHG) 排出量 (Scope 1・2)	2050年までに ネットゼロ	82.1 tCO2 ^{※3}
グリーンボンド等の継続発行	—	国内 令和6年6月 210億円 令和6年12月 200億円 国外 令和7年1月 5億ユーロ

※1 全労働者に占める女性比率について、令和7年4月時点では、全職員：37.8% 職員：31.3% 非常勤職員 91.7%となっている。

※2 係長級にある者に占める女性労働者の割合について、令和7年4月時点では、51.6%となっている。また、管理職に占める女性労働者の割合は、令和7年4月時点では、10.0%となっている。

※3 社用車の燃料使用、事業所等における電気使用（その使用料が原則共益費に含まれる空調設備に係る分を除く。）によるものを算定。